

第3章 地震応急対策計画

地震災害時に、災害の発生を防ぎ、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止並びに災害の拡大を防止するための計画を定めるものとする。

第1節 応急活動体制

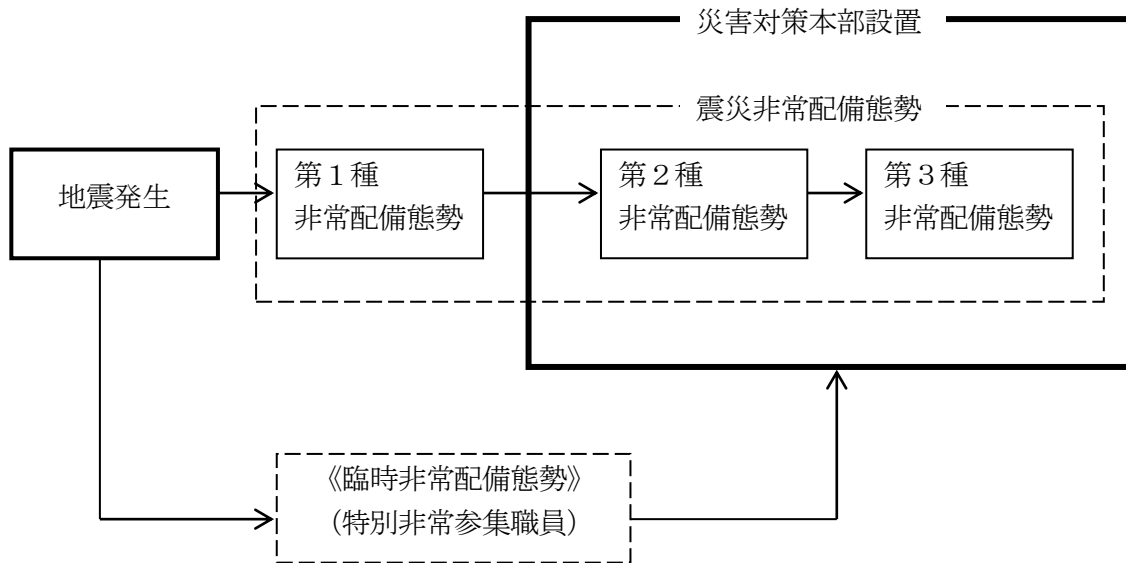
本市において、地震災害時は、市民の生命・財産を災害から守るため、市及び防災関係機関は状況に応じた有効な対策及び行動を行うとともに、速やかに必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

1 非常配備態勢の種類と基準

市長は、地震が発生し又は発生するおそれがある場合に、予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、種別を指定して非常配備態勢を指令するものとする。

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備態勢、活動内容に関する基準は次の「非常配備の種類と配備基準」の区分による。



「非常配備の種類と配置基準」

地震災害関係

(ア) 震災第1種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。
配備態勢	(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。
活動内容	(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。 (4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。

(イ) 震災第2種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 市全域、或いは局地的に大きな被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部の主任職以上は速やかに参集し、情報連絡及び被害状況の収集の任に当たる。 (3) 状況により、所属職員の所要の人員を招集し所掌する災害対策に当たる。 (4) 被害の状況により第3種非常配備態勢に移行できる態勢とする。
活動内容	(1) 速やかに市内地域及び所管業務関係の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各部各班は、速やかに状況を把握し、職員の招集、被害状況調査・及び応急対策活動に当たる。

(ウ) 震災第3種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度6弱以上の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 市全域にわたり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部各班の全員をもって、所掌する災害対策に当たる態勢とする。
活動内容	(1) 速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各部各班は、全勢力を上げて、速やかに市全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動に当たる。

(1) 各部長、各班長は前記の基準に基づき、予め非常配備編成計画書(様式1-1)を作成するとともに、平常時より人員、車両及び資機材の配備計画をたてておくものとする。

注) 配備編成計画書は毎年4月末日までに総務部長に提出する。

(2) 各部室課長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 臨時非常配備態勢

大規模地震の発生時刻が夜間や早朝又は休日において、通信の途絶等により非常配備態勢の連絡がとれない場合には、特別非常参集職員*が災害対策本部の設置がなされるまでの間、参集職員に応じて必要な配備態勢を順次編成して対処する。

※特別非常参集職員：本庁舎を起点に2km圏内に居住している本庁舎勤務職員

様式1 (地震災害対策編)

年度 非常配備編成計画書

(月 日現在)

内容 配備区分	部 班 (連絡先 番)						
	部情報連絡責任者 職氏名					職員総数	
	部情報連絡員 職氏名						
課名	係名	職 氏 名	車種	台数	応急資機材名	数量	
震災第1種 非常配備							
小計							
震災第2種 非常配備							
小計							
震災第3種 非常配備							
小計							
合計							

(注) (1) この計画書は地震災害について記載のこと。

(2) 本庁舎を基点に2km圏内に居住の本庁舎勤務職員の氏名を()で囲むこと。

3 帯広市災害対策本部

帯広市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法及び帯広市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）、帯広市災害対策本部条例施行規則（平成6年規則第37号）に基づいて、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに、災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(1) 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次のア、イの一に該当し、市長が必要であると認めたときに設置する。

ア 震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(2) 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

ア 全職員（庁内放送、無線、有線電話など）

イ 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（無線、有線・無線電話など）

ウ 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車など）

(3) 本部設置場所

ア 災害対策本部は本庁舎4階に置く。

この場合、情報収集・連絡調整の事務処理等のため、本部事務局は3階会議室などにおいて、事務を執り行うことができるものとする。

イ 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部室前に右の本部標識を掲示する。

25cm

帯
広
市
災
害
対
策
本
部

110cm

(4) 現地本部の設置

ア 本部長は、早急な諸対策を行うため必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。

イ 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする

ウ 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

(5) 本部の廃止

ア 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。

(ア) 本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。

(イ) 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。

(ウ) 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。

イ 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知するものとする。

ウ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部室課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部室課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

(6) 本部の組織及び所掌事務

ア 本部に部及び班を置く。

イ 本部の組織は、別表1のとおりとする。

ウ 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの部、班の所掌事務は、別表2、別表3のとおりとする。

エ 各班の編成及び所掌事務については、原則として別表によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに本部長へ報告する。

オ 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は、別表と異なる編成を各部班に指示することができる。

(7) 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

ア 本部会議

(ア) 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。

- | | |
|--------|--------------|
| a 本部長 | 市長 |
| b 副本部長 | 副市長 |
| c 本部付 | 公営企業管理者及び教育長 |
| d 本部員 | |

帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長（同条第5項による部長の代理者を含む。）及びとちかち広域消防局の職員のうちから市長が指名する者をもって構成する。

- | | |
|------------|-------------------|
| e 本部情報連絡室長 | 総務部長 |
| f " 副室長 | 総務部総務室長、総務部危機対策室長 |

(イ) 本部会議の協議事項

- a 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- b 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- c 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- d 職員の配備態勢の切り替え及び廃止に関すること。
- e 関係機関に対する応援要請及び災害救助法の適用要請に関すること。
- f 業務継続計画の発動・解除に関すること
- g その他災害対策に関する重要な事項

(ウ) 本部会議の開催

- a 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- b 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

- c 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- d 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務部長にその旨を申し出ることができる。

イ 本部情報連絡室

(ア) 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

(イ) 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

- a 室長 総務部長（総務部長）
- b 副室長 総務部総務室長、総務部危機対策室長（総務副部長）
- c 室長補佐 危機対策課長（総務部総務班長）
- d 専従職員 危機対策課職員（ 〃 総務班）
- e 兼務職員 政策推進部広報秘書室広報広聴課職員（政策推進部広報第1班）
- f 災害情報連絡員 各部の情報責任者が指名した職員をもって充てる。

(ウ) 本部情報連絡室の事務局は、総務部危機対策室危機対策課に置く。

(エ) 室長は災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。

(オ) 室長は、室長補佐を通じ専従職員をして、災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。

ウ 災害情報連絡責任者

(ア) 各部に災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を置く。

(イ) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名し、「非常配備編成計画書」（様式1）により総務部長に報告するものとする。

(ウ) 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

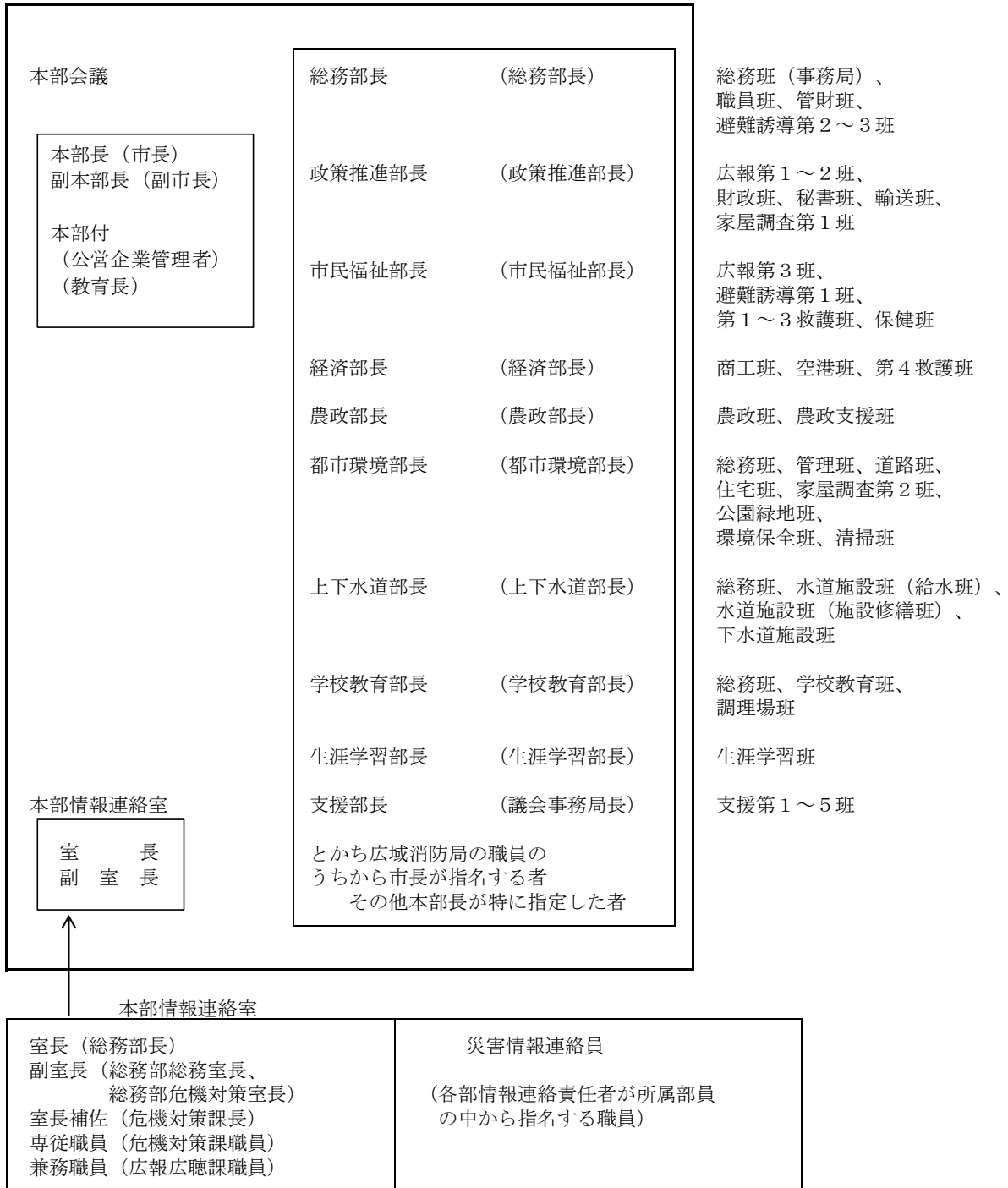
- a 所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握
- b 所属部の災害、被害の状況の調査収集
- c 応急対策の実施・活動状況の掌握
- d 応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- e 所属部内の各班に係る災害に関する情報（以下「災害情報」という。）のとりまとめ
- f 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整
本部情報連絡室との情報伝達については、原則として連絡室常駐のそれぞれの部の情報連絡員を通じて行うものとする。
- g 前項の「情報連絡等」の報告は、本章第2節「災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによる。

(8) 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときには、帯広市長職務代理規則（昭和62年規則第41号）に定める副市長がその職務を代理する。

別表1

《 災害対策本部組織図 》



別表 2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課
		職員班	人事課長	人事課
		管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課
		避難誘導第3班	川西支所長	川西支所
大正支所長	大正支所			
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課
		広報第2班	企画課長	企画課
		財政班	財政課長	財政課
		秘書班	秘書課長	秘書課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課
		避難誘導第1班	国保課長	国保課
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課
		保健班	健康推進課長	健康推進課
		経済部	経済部長	商工班
空港班	観光交流課長			観光交流課
第4救護班	観光交流課長			観光交流課
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課
		農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課

部名	部長	班名	班長	班に属する課
都市環境部	都市環境部長	総務班	都市政策課長	都市政策課
		管理班	管理課長	管理課
		道路班	道路維持課長	道路維持課 土木課
		住宅班	住宅営繕課長	住宅営繕課
		家屋調査第2班	建築開発課長	建築開発課
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課
		環境保全班	環境課長	環境課 中島地区振興課
		清掃班	清掃事業課長	清掃事業課
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課
		下水道施設班	下水道課長	下水道課
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導課 教育研究所 南商業高等学校 学校地域連携課
		調理場班	学校給食センター長	学校給食センター
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習文化課長	生涯学習文化課 スポーツ課 図書館 動物園 百年記念館 児童会館
支援部	議会事務局長	支援第1班	議会事務局総務課長	議会事務局総務課
		支援第2班	選挙課長	選挙課
		支援第3班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局
		支援第4班	会計課長	会計課
		支援第5班	臨時の部局の課長職	臨時の部局
備考				
<p>1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職（帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）第5条の2の規定により決定された職務の級（以下「職務の級」という。）が8級に属する職員をいう。以下同じ。）及び室長職（職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、当該部長を除く。</p> <p>2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び室長職並びに会計管理者をもって充てる。</p>				

3 班の副班長は、班に属する課の課長職（班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。）及び、課長補佐職（管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。）をもって充てる。ただし、当該班長を除く。

別表3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関すること。 15 災害時における交通事故防止対策に関すること。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。 17 その他特命事項に関すること。
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。 2 労務供給対策に関すること。 3 支援活動団体等の配備調整に関すること。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。 6 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。 3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。 5 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。
政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	財政班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第1班	1 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	輸送班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 コミュニティ施設の被害調査及び応急利用に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
市 民 福 祉 部	避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関する事。 2 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 独居老人、障害者の被害調査に関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関する事。 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事。 6 日赤救助活動との連絡調整に関する事。 7 被災者の炊き出しに関する事。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事。 10 被災者に対する各種福祉基金に関する事。 11 災害救助費の予算経理に関する事。 12 災害ボランティアの活動との連携・協働に関する事。 13 部内の他班の主管に属さない事。 14 その他特命事項に関する事。
	第2救護班	1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関する事。 2 避難者の誘導に関する事。 3 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 4 行方不明者の捜索に関する事。 5 遺体の収容安置に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関する事。 4 部内の協力に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	保 健 班	1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事。 2 応急救護所の開設及び管理に関する事。 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事。 4 防疫班の編成及び実施に関する事。 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事。 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事。 7 救急薬品の供給確保に関する事。 8 部内他班の主管に属さない事。 9 その他特命事項に関する事。

部名	班名	所掌事務
経済部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 商工業関係被害の調査に関する事。 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事。 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。 6 部内の他班の主管に属さない事。 7 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
	空港班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機災害の対応に関する事。 2 災害時の空港対策に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	第4救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客及び外国人の対応に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
農政部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。 4 被災地の病害虫の防疫に関する事。 5 林野の火災予防に関する事。 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事。 7 飼料の確保に関する事。 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事。 10 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 11 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。 12 部内各班の主管に属さない事。 13 その他特命事項に関する事。
	農政支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事。
都市環境部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。 3 部内の各班の主管に属さない事。 4 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事。 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

部名	班 名	所 掌 事 務
都 市 環 境 部	道 路 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	住 宅 班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第2班	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	公園緑地班	1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 逸走犬の捕獲に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	清 掃 班	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 防疫業務の支援に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
上 下 水 道 部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (給水班)	1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (施設修繕班)	1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
上下水道部	下水道施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場及び排水施設の管理に関すること。 2 被災下水道施設の応急修理に関すること。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
学校教育部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 教育施設の応急利用に関すること。 4 部内の他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること。 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	調理場班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。 2 その他特命事項に関すること。
生涯学習部	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関すること。 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 動物の安全に関すること。 5 部内各班の主管に属さないこと。 6 その他特命事項に関すること。
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部班への緊急支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

大規模な地震災害の発生に際し、市民の安全と生活を守るための適切・有効な対応を実施するには、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、必要な対策を速やかに講じるとともに、市民に対し地震に関する情報を適時に提供することで、不安や混乱を解消することができる。

また、災害時における情報収集、伝達手段の確保は災害対策活動を展開する上でもっとも重要であり、各防災関係機関と密接に連携、協力体制を構築していくためにも不可欠である。

このため、市の災害情報等の収集、伝達についての計画を次のとおり定める。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 市及び防災関係機関は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達が確実にできるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 市災害対策本部設置

ア 市が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡しなければならない。

イ 防災関係機関は、前項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次の項目により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部の設置の有無・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき

(3) 市の報告

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早

く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 市は、119番通報が殺到した時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

3 通報手段の確保

(1) 基本的には、有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。

しかし、災害時に想定される有線の通信輻そう、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。

また、通信途絶等により通信機器を確保する必要があるときは、北海道総合通信局に移動通信機器の貸出等の要請を行うなど通信手段を確保するものとする。

(2) 専用通信設備

本市及び消防機関が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は次のとおりである。

《 本部の通信施設 》

1	本庁有線回線設備
(1)	NTT回線 24回線・68通話分相当（総務課管理分）
①	アナログ回線 20回線・20通話分
②	デジタル回線 3回線・6通話分
③	ひかり回線 1回線・42通話分
(2)	交換機設備
ア	災害停電時には非常用電源が起動し、交換機設備に電力を供給することにより、各回線は通常どおり使用することが可能となる。
イ	交換機本体が障害のため停止又は交換機への電力の供給が停止した場合は、停電多機能電話機（17台：型番「HI-24D-TELPF」及び「停電直通用電話機」のシール貼付）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。
※	停電多機能電話機の設置場所は以下のとおり 総務部危機対策課、人事課、契約管財課、収納課、資産税課、国保課、介護高齢福祉課、こども課、商業労働課、農村振興課、管理課、みどりの課、住宅営繕課、公営企業管理者、教育長、企画総務課、学校教育課
(3)	災害時通信確保対策
ア	災害時優先電話回線 災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線
(ア)	本庁舎における災害時優先電話回線は9回線
①	24-2876
②	24-4295
③	24-4298
④	24-5020
⑤	24-5210
⑥	21-1109
⑦	23-3081
⑧	23-3358
⑨	26-1480

（①～⑥は電話交換機経由、⑦～⑨は直通電話）
 （イ）内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由）
 「86発信」により、災害時優先電話回線（①～⑥）で発信することができる。
 イ 災害対策本部専用電話（直通2回線）
 ⑦と⑧の直通回線を平常時は5階危機対策課（内線1203、1290～1294、4831～4832、4834）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。
 ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合）
 NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。

2 地震情報等収集伝達設備

（1）NTT-Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）

3 北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク）

北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート）

（1）電話機

・十勝総合振興局危機対策室	6-850-2191
・十勝総合振興局 帯広建設管理部（道路建設課道路維持係）	〃 4314
・十勝総合振興局 帯広建設管理部（治水課防災係）	6-850-4344
・十勝保健福祉事務所 保健福祉部（企画総務課企画調整係）	〃 3614

（2）ファクシミリ

・一斉受令用	2台
・個別通信用	1台

4 帯広市地域防災無線

防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。

（1）基地局 市、大正配水池敷地内

（2）固定局 市、大正配水池敷地内

（3）簡易無線局 市、大正配水池敷地内

（4）陸上移動局

ア 統制局	2局
イ 半固定型無線機	87局
（とちろ広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等）	
ウ 車載型無線機（市公用車）	25局
エ 携帯型無線機（災害対策本部用）	10局

5 帯広市防災行政無線

（1）基地局 1局（危機対策課）

（2）移動局 47局（道路維持課）

6 水道事業用無線

（1）基地局 1局（上下水道部総務課）

（2）移動局 47局（車載型 16局 携帯型 31局）

7 消防機関（消防局・消防署・消防団）	
（1）一般用電話	26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）
（2）119番災害専用受付回線	16回線
（3）専用電話	9回線（6署所端末、警察署、北海道電力ネットワーク、帯広ガス）
（4）無線電話	
ア 固定局	14局
イ 移動局	95局（消防署、各出張所、分団） （車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）

8 帯広空港無線局	
（1）基地局	1局
（2）移動局	40局（車載型 24局 携帯型 16局）

9 災害時緊急電話	
（1）衛星携帯電話（危機対策課）	1台

10 その他通信手段	
（1）アマチュア無線等の協力活用 アマチュア無線局組織（帯広市無線赤十字奉仕団）を通じ、通信の万全を図る。	
（2）機動力による連絡 交通可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を活用し、連絡体制を確立する。	

4 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

5 被害状況報告

地震災害時、市長は「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

なお、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

被害状況等の報告（消防庁報告先）

区分	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
回線		
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036 (FAX)

（注）地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは：市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番（市町村ごとに設定されている。帯広市本庁舎の場合は、89-6）

災害情報・被害状況報告取扱要領

市町村長は、災害時、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告の写しを添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

災 害 情 報 報 告

報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発信者（職・氏名）			受信者（職・氏名）	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 （飲料水）			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)			
	(設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)			
	(設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
	(救助実施内容)			

(注) 災害時の情報用

(各部室課→危機対策課→十勝総合振興局)

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
		計	名			
その他	(今後の見通し等)					

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	道	河川	箇所			
	行方不明	人			海岸	箇所			
	重傷	人			砂防設備	箇所			
	軽傷	人			地すべり	箇所			
	計	人			急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		⑤ 土木被害	道路	箇所			
		世			橋梁	箇所			
	半壊	人			小計	箇所			
		棟			市町村工事	河川	箇所		
	一部破損	世			道路	箇所			
		人			橋梁	箇所			
	床上浸水	棟			小計	箇所			
		世			港湾	箇所			
	床下浸水	人			漁港	箇所			
		棟			下水道	箇所			
計	世	公園	箇所						
	人	崖くずれ	箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物		⑥ 水産被害	計	箇所			
		棟			漁船沈没流出	隻			
	半壊	その他			破損	隻			
		棟			計	隻			
	計	公共建物			漁港施設	箇所			
		棟			共同利用施設	箇所			
	④ 農業被害	農地			田	ha	⑦ 林業被害	その他施設	箇所
畑			流失・埋没	ha					
農作物			田	ha	漁具(網)			件	
			畑	ha	水産製品			件	
農業用施設		田	ha	その他	件				
		畑	ha	計					
共同利用施設		田	ha	道	林地	箇所			
		畑	ha		治山施設	箇所			
當農施設		田	ha		林道	箇所			
		畑	ha		林産物	箇所			
畜産被害	田	ha	その他		箇所				
	畑	ha	小計		箇所				
その他	田	ha	一般		林地	箇所			
	畑	ha	治山施設		箇所				
計	田	ha	林道		箇所				
	畑	ha	林産物		箇所				
		田	ha	その他	箇所				
		畑	ha	小計	箇所				
		田	ha	計	箇所				
		畑	ha						

第3章（地震応急対策計画）

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所	
	病院	公立	箇所	人 福 ⑫ 公立	箇所		
		個人	箇所		施 社 社 法 人	箇所	
	清掃	一般廃棄物処理	箇所	設 法 会 計	箇所		
		し尿処理	箇所		箇 所		
	火 葬 場	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
計	箇所		鉄道施設		箇所		
⑨ 商工被害	商 業	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
	工 業	件			空 港	箇所	
	そ の 他	件			水 道	戸	—
計	件		電 話	回	—		
設被害	⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所	電 気	戸	—	
		中 学 校	箇所	ガ ス	戸	—	
		義務教育学校	箇所	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—	
		高 校	箇所	都 市 施 設	箇所		
		その他文教施設	箇所	計		—	
計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数	団		発 生 火 災	建 物	件		
罹災世帯数	世			危 険 物	件		
罹災者数	人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数	人		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
災害対策本部の設置状況	道（振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村							
補足資料（※別葉で報告）							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該被害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を一世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、二世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破壊した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分が住家となる。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕地に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算定しない。</p>

被害区分		判断基準
農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、畑地かんがい施設、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止し施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損傷し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路を形成する橋梁が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外郭施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港利用及び管理上重要な輸送施設。	

被害区分		判断基準
土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
公立文教施設被害		幼稚園のほか、公立の小中学校、義務教育学校、高校、大学、特別支援学校等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設被害		老人福祉施設、障害者支援施設、障害児入所施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第3節 災害広報・情報提供計画

地震災害時における市民の不安や混乱の防止及び二次的な被害の発生や拡大を防ぐには、迅速な災害に関する情報を伝えることが重要である。

このため、状況に応じた種々の広報手段を確保し、市民に対する的確な情報を提供することに努めるものとする。

1 広報内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震に関する情報
- イ 住民避難に関する情報
 - (ア) 避難の必要性
 - (イ) 避難所の周知及び避難経路等
- ウ 被害に関する情報
 - (ア) 火災、ガス漏れ、水道漏水状況（発生箇所、避難指示（緊急）等）
 - (イ) 通信施設の状況（通話規制の状況、通話可能区域等）
 - (ウ) 道路交通情報（交通機関運行状況、道路交通状況、不通区間等）
 - (エ) 電力等の生活関連施設の被害状況
- エ 災害緊急病医院等の緊急医療体制に関する情報
- オ 地震に関する注意事項の啓発
 - (ア) 火気、ガス設備等の点検、通話規制時の伝言ダイヤルの利用
 - (イ) 緊急通報先、手段方法
 - (ウ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- カ 市の応急活動体制、活動状況

(2) その後の広報

- ア 被害状況に関する情報（経過）
- イ 災害復旧活動の状況
- ウ 避難状況や避難所に関する必要な情報
- エ 応急物資等の支給・配給に関する情報
 - (ア) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - (イ) 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- オ その後住民の生活関連情報
- カ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- キ 災害救済対策に関する情報

2 広報手段

- (1) テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞社等報道機関への要請による広報
- (2) 市、消防、警察等の広報車による広報
- (3) インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、防災情報システムのメールサービスによる広報
- (4) ヘリコプター等による広報
- (5) 広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報

3 広聴活動

広報第3班は、災害の状況が概ね判明し、被災者の不安や要望に対応する必要があると認められる場合は、広聴体制を確立し、防災機関及び他の部班の連携により広聴活動を実施するものとする。

(1) 被災者相談窓口の開設

被災者のための相談窓口を設置し、災害復旧対策に係る（他機関に係る関係事項を含む。）相談に当たる。

(2) 要望等の処理

相談窓口において、聴取した要望、相談等については、関係部又は防災関係機関に連絡、調整の上、適切な処理に努める。

4 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
(イ)	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の氏名等の公表

ア 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

イ 帯広市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

地震の発生により多数の住民が全壊、半壊等により住居を失い、あるいは火災等が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は、次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

ア 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 市長から委任を受けた消防吏員

委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、総務部、市民福祉部等と緊密な連絡をとらなければならない。

(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。

（4）知事（その命を受けた道職員等）

（基本法第60条・第72条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断される場合は、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって実施する。

（5）自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、市長等、警察官がその場にいな

いときに限り、次の措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

（6）消防吏員、消防団員

（消防法第28条：消防警戒区域の設定、退去命令及び出入り禁止制限）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りと禁止もしくは制限することができる。

2 避難措置における連絡及び協力等

（1）市、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（2）市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（3）北海道警察は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難指示等の周知

市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象

者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- (2) 避難所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

4 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。

また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 小規模の場合

避難は、各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が、自力で避難することが不可能な場合は、市において車両によって行うものとする。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は道に対し応援を求めて実施するものとする。

5 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、都市環境部、市民福祉部及び避難所管部の職員、警察官及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。

6 被災者の生活環境の整備

市は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、

情報提供の方法等を考慮する。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 避難所・避難場所の開設

- (1) 市は、災害時は、必要に応じて、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定場所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。
- (3) 市は、発災時及び災害発生の恐れがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。
- (4) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、要配慮者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。
- (5) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (7) 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (8) 市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (9) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

- (10) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

8 避難所等の運営管理等

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

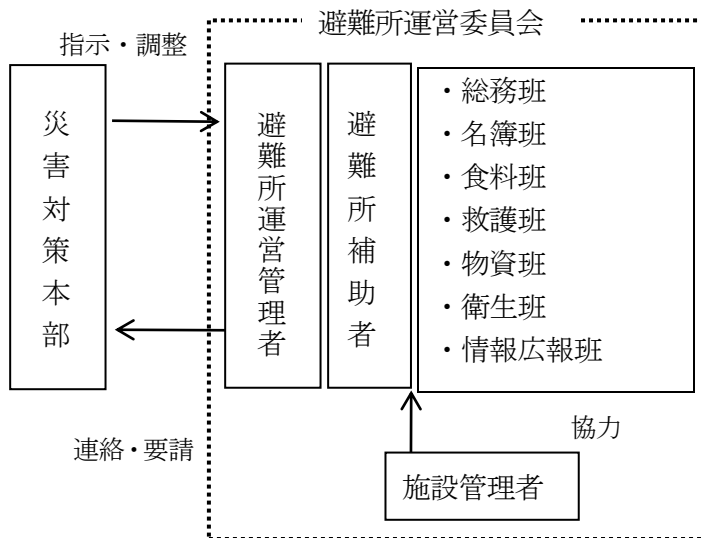
また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (4) 市は、避難所の運営管理に際しては、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。
- (5) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- (6) 市は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等の等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (7) 市は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、避難所等の生活環境の整備に努める。
- (8) 市は避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管

理に努めるものとする。

- (9) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (11) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。
- (12) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (13) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (14) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、危機対策室と健康保険室が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (15) 車中泊をしている避難者に対しては、トイレの情報やエコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒、冬期間の寒さ対策等の予防対策処置等について周知を行い、健康への配慮を行うものとする。
- (16) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

《避難所運営組織体系イメージ》



- ※1 避難所運営委員会とは、地震等の大規模災害が発生して避難所となった場合、避難所運営管理者(会長)、地域リーダー、避難者代表、施設管理者、各団体等のリーダー、避難所補助者などが、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織。
- ※2 避難所運営管理者とは、避難所の運営管理にあたる市職員の責任者。
- ※3 施設管理者とは、避難所が設置された学校長又は施設等の施設長。
- ※4 避難所補助者とは、市から指名された職員。

9 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため、次の帳簿を備えておくものとする。

(1) 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

(注) ア 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。

イ 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。

ウ 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

(2) 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

帯広市

月 日	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) ア 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。
 イ 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入する。
 ウ 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(3) 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

帯広市

避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備 考
計						

10 道（十勝総合振興局）に対する報告

(1) 避難指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。(市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。)

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

(2) 避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況、収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

(3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告する。

11 機関への連絡

- (1) 警察署に連絡し、協力を得ること。
- (2) 避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求めること。
- (3) 指定の避難所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導等にあたること。

12 広域避難

（1）広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

（2）道内における広域避難

市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（3）道外への広域避難

ア 市は、他の都道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（4）避難者の受入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（5）関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

（ア）広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

（イ）被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

（ウ）バスなど被災者の移送手段の確保

（エ）広域避難についての被災者の意向の把握

（オ）被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

（カ）施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

（キ）広域避難先での継続的な支援

イ 市は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

ウ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

13 広域一時滞在

（1）道内の市町村への一時的な滞在

ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、上記アに基づく市からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからエにより市又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

カ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道内の市町村の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

(4) 関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
- (エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- (キ) 広域一時滞在先での継続的な支援

イ 市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

ウ 道、市及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(5) 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任

(1) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

(2) 北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 帯広市及び消防機関

市（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市は、他の市町村の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

(4) その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 災害対策現地本部

本部長は、早急な諸対策等を行うため必要と認めたときは、第3章第1節3の定めるところにより、災害発生地域に災害対策現地本部を設置する。

第6節 地震火災等対策計画

大地震等が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止等に努めるため、火災防御活動、救急活動、その他消防活動に関する計画を定めるものとする。また、具体的な計画については、とちち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。

1 消防組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政にかかる事務事業を円滑、かつ迅速に行うためにとちち広域消防局、消防団をもって消防機関を組織するものとする。

組織機構は、別表のとおり。

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

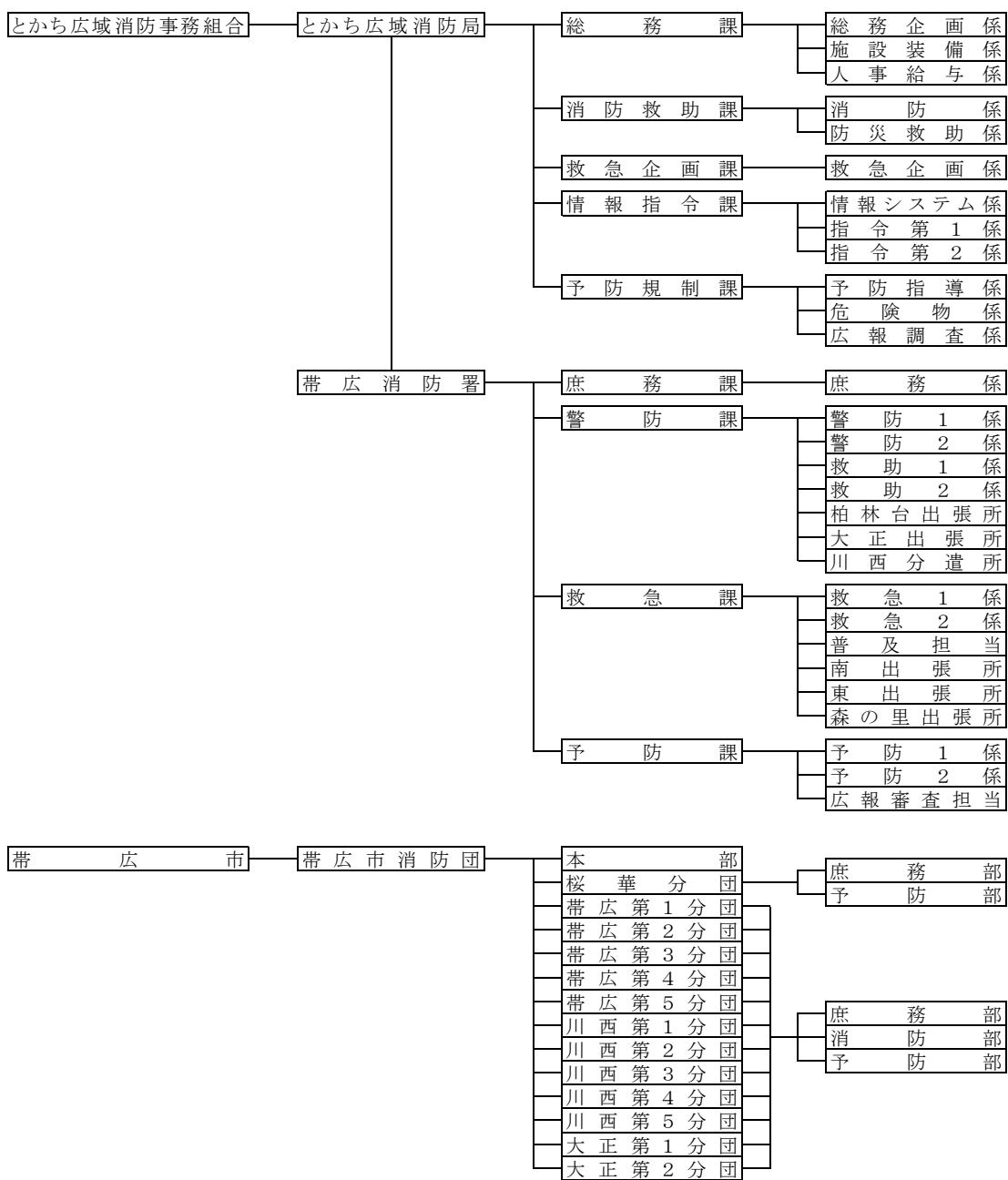
ア 火災警報が発令されたとき。

イ 震度5弱以上の地震のとき。

ウ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。

別表1

消 防 機 構



2 消防力整備計画

この計画は、市の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて、実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表のとおりである。

3 消防活動体制

とちぎ広域消防局及び消防団は、とちぎ広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画及び帯広市消防団大規模災害活動基準の定めによる体制をとり、業務を迅速かつ的確に遂行するものとする。

4 消火任務

地震における被害が最大規模となるのは、①市街地における火災の同時多発、②これに基づく延焼、③石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。

これら火災発生及びその被害拡大を最小限に食い止めることが最も重要であり、初期消火活動が迅速に行なわれるか否かによる。

5 震災予防対策

- (1) 地震発生時における火災発生の未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて防災思想の高揚に努めるものとする。
- (2) 火災使用設備・器具からの出火防止を周知徹底するものとする。
 - ア 火気設備の使用停止及び器具の点検の徹底
 - イ 炉、かまど等の周囲の不燃化及び耐震化の促進
- (3) 地域住民や自主防災組織等による初期消火、避難等の初動体制を確立するものとする。
 - ア 火災の拡大防止を図るため、火災予防行事を通じて、消火器具の使用法、消火技術を指導
 - イ 町内会、企業、学校による防災訓練を推進
- (4) 都市ガス、プロパンガスの安全対策

地震発生時に、特に都市ガス・プロパンガスは引火、爆発のおそれがあり、また延焼拡大の要因でもある。

このことから、関係機関との連絡調整により、実態把握及び配管の耐震化、転倒防止措置、安全装置の普及、指導強化に努めるものとする。
- (5) 危険物質の安全対策

薬品、毒物、劇物の配置、保管等の実態把握に努め、これら施設等からの出火防止について指導を推進するものとする。

別表2

(1) 庁舎

名 称		所 在 地
とちろ広域消防局		西6条南6丁目3-1
帯広消防署		西6条南6丁目3-1
	柏林台出張所	柏林台西町2丁目2
	南出張所	西17条南41丁目5-9
	大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
	東出張所	東7条南11丁目1-3
	森の里出張所	西22条南4丁目1-3
	川西分遣所	清川町西2線128-10

名 称		所 在 地	
帯 広 市 消 防 団	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	
	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	
	帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内
		帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内
		帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
		帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
		帯広第5分団	西23条南1丁目101
	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内
		川西第2分団	上帯広町西1線73
		川西第3分団	広野町西2線149
		川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内
		川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔦林業センター内
	大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内
		大正第2分団	愛国町基線41-85

（2）消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車				
とがち広域消防局	64										1	3	4
帯広消防署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26
本署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13
柏林台出張所	24	2								1			3
南出張所	26	1			1					1			3
大正出張所	14	1								1			2
東出張所	20	1								1			2
森の里出張所	20							1		1			2
川西分遣所	2											1	1
帯広市消防団	341	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12
本部	7												0
桜華分団	20												0
帯広第1分団	32			1									1
帯広第2分団	30		1										1
帯広第3分団	30			1									1
帯広第4分団	24		1										1
帯広第5分団	22		1										1
川西第1分団	25	1											1
川西第2分団	25	1											1
川西第3分団	22	1											1
川西第4分団	25	1											1
川西第5分団	20	1											1
大正第1分団	36	1											1
大正第2分団	23	1											1

※令和7年4月1日現在

※とがち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

(3) 水 利

区 分		基 数	合 計
消 火 栓	公設	1,742	1,826
	私設	84	
防火水槽	公設	48	128
	私設	80	
井 戸	公設	34	

※令和7年4月1日現在

6 震災警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄り出張所へ参集し所属長に報告、その指示に従うものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防通信連絡体制

地震災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちち広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶もしくは輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた警防隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

(ア) 市内の火災の早期発見にあたるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

(イ) 大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

(ア) 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難路確保の防御を行うものとする。

(イ) 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御にあたるものとする。

(ウ) 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。

(エ) 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

7 消防応援出動

(1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援

(2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次に定めるところによる。

1 警察活動の任務

地震発生時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は帯広警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

3 災害時の警察活動

地震災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者、及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況を集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（4）交通の確保規制

- ア 道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者等から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行うことができる。
- イ 緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ウ 緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去することができる。

第8節 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策計画は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会(北海道警察)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

エ 通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間(以下「指定道路区間」という。)の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(2) 東京航空局帯広空港出張所

ア 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行うものとする。

イ 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

(3) 北海道開発局

ア 一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

イ 北海道開発局長は、道路管理者である北海道及び市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとること指示することができる。

(4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

イ 北海道知事は、道路管理者である市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとること指示することができる。

(5) 帯広市（道路班）及びとちかち広域消防局

ア 市が管理している道路で災害時は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

(7) 社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

(8) 道路管理者

災害時において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。

ア 当該指定した道路の区間(指定道路区間)内に在るものに対し、当該指定道路区間を周知する。

イ 当該措置がやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(ア) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が、当該措置をとらない場合。

(イ) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が現場にいないため、措置を命じることができない場合。

(ウ) 道路の状況その他の事情により、車両その他の物件の所有者等に移動等の措置をとらせることができないと認めて所有者等に命令をしないこととした場合。

ウ 当該措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又はその他の障害物を処分することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
 - イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
 - ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- (2) 交通規制の実施
- 道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。
- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
 - イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- (3) 関係機関との連携
- 道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 通知
- 北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。
- なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。
- (2) 緊急通行車両の確認手続
- ア 振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
 - イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

 - ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

 - エ 緊急通行車両
 - (ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。
 - a 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - (イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続きを発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア 確認手続

(ア) 警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

(ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

a 道路維持作業用自動車

b 通学通園バス

c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

d 電報の配達のため使用する車両

e 廃棄物の収集に使用する車両

f 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
〈道路延長 7,245 km〉

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

〈道路延長 3,831 km〉

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 〈道路延長 295 km〉

第9節 輸送計画

地震災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。

その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 輸送の方法

緊急輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。

(1) 道路輸送

ア 道路の状況

市内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

イ 市における車両等の確保

市が所有する車両は、総務部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

ウ 市有以外の車両等の確保

総務部長は、災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は民間車両の借上げを行うとともに、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

さらに、災害の状況や被災者に対する支援内容により、平成17年7月6日に帯広市が赤帽北海道軽自動車運送協同組合と締結した「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、同組合帯広支部に対し必要な車両及び要員の提供を要請する。

エ 燃料の調達

燃料の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入の市内主要ガソリンスタンドより供給を受けるものとする。

(2) 空中輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は、十勝総合振興局を經由し、知事に対して、北海道警察又は自衛隊所管の航空機の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請の業務は総務部総務班が行う。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

(ア) ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件

資料編 資料2のとおり。

(イ) ヘリコプター着陸可能地点は原則として次に定める地点とする。

ヘリコプター離着陸可能地点

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000 m ²
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686 m ²

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資器材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、市長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 標章（様式1）
- (2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

様式1



備考

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月日を表示する部分を白色、字を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

様式2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		北海道知事	㊟
		公安委員会	㊟
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所		
	氏 名		
運 行 日 時			
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

6 輸送状況の記録簿

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿（様式1）

様式1

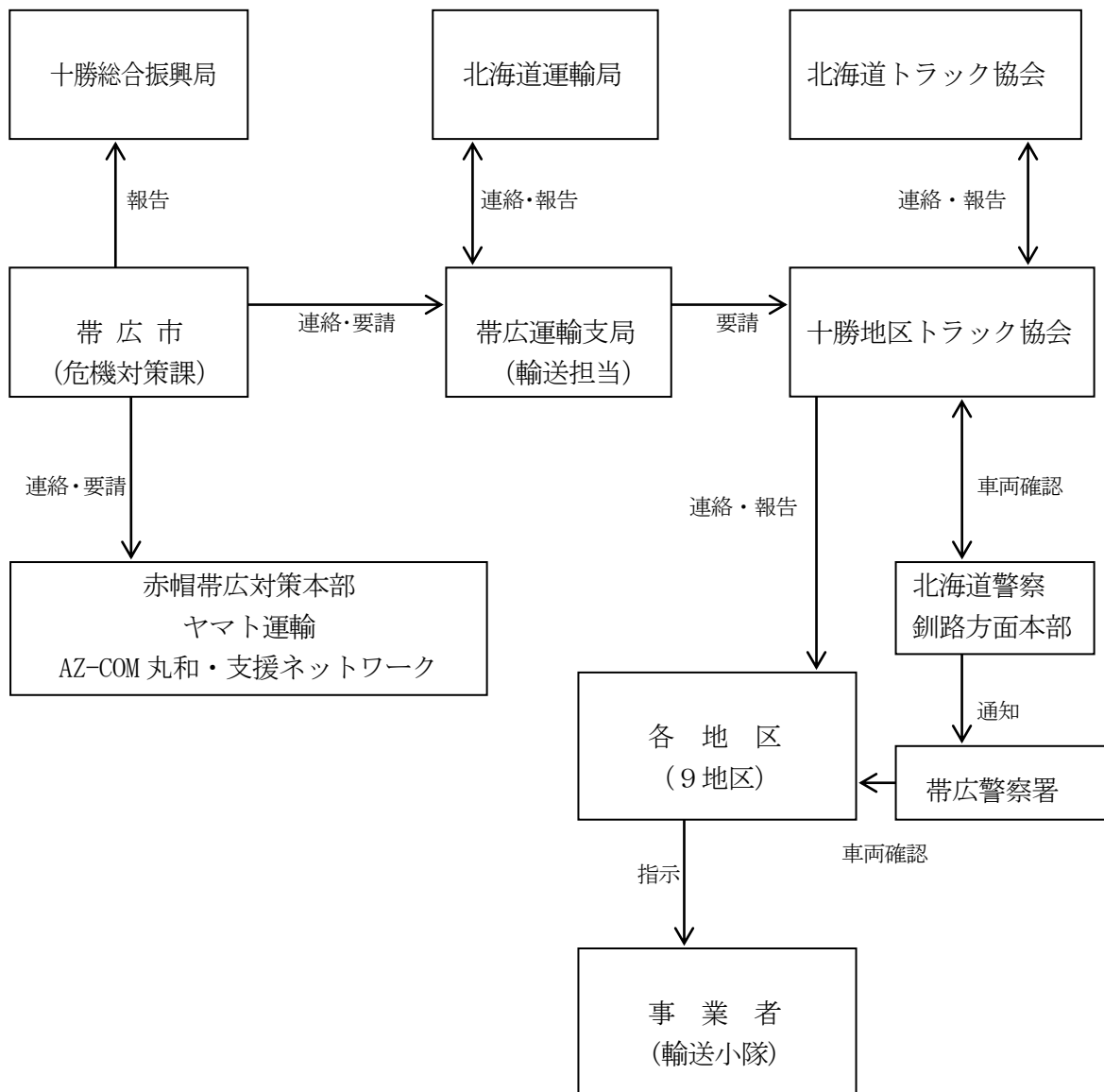
輸 送 記 録 簿

輸送 月 日	目 的	輸 送 区 間 （ 距 離）	借 上 等			修 繕				燃 料 費 （ 円）	実 支 出 額 （ 円）	備 考	
			使用車両		金 額 （ 円）	故障車両等		修 繕 月 日	修 繕 費 （ 円）				故 障 の 概 要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
合 計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

7 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数、人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

- ア 十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は同協会作成の「緊急救援輸送業務実施要綱」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部又は自治体等から緊急救援輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始するものとする。

- a 受領報告及び対策室に対する指示
- b 班輸送隊の編成
- c 緊急救援輸送車両の確認申請等
- d 現地事務所の開設
- e 輸送終了報告

イ 赤帽帯広軽自動車運送協同組合の輸送体制、隊編成等は、赤帽帯広支部災害対策本部の作成した「赤帽災害時緊急輸送体制」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

帯広市災害対策本部から緊急救援輸送の要請を受けた場合、赤帽帯広災害対策本部は、緊急救援輸送を開始するものとする。

第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請をするものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

北海道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233
- ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

- (2) 救急活動・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部危機対策室）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

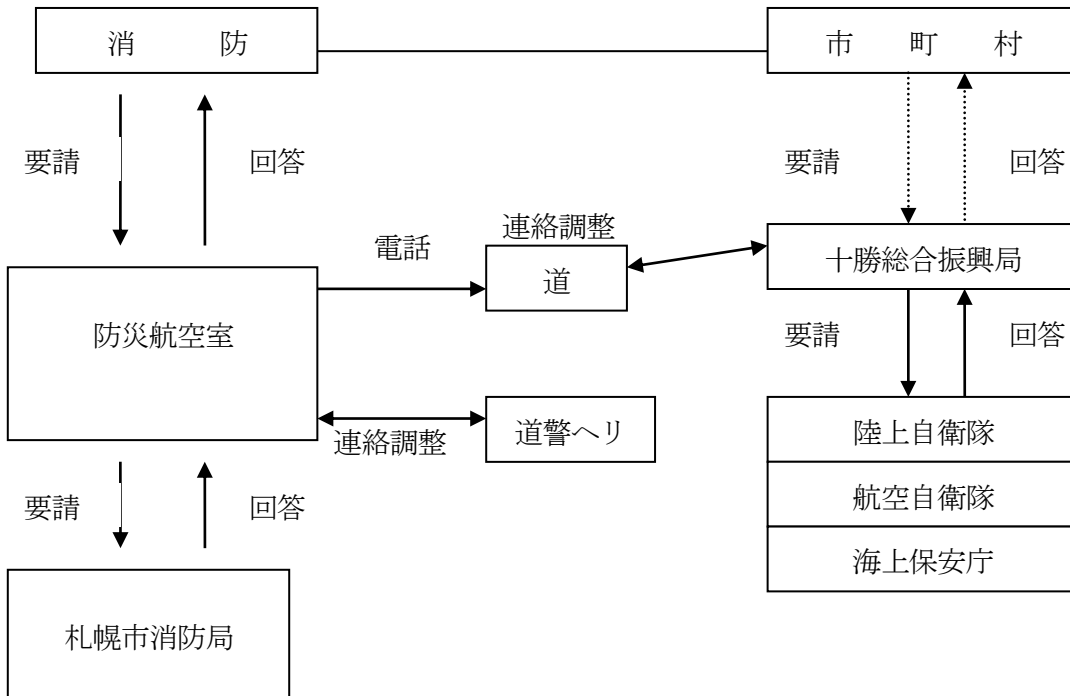
所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

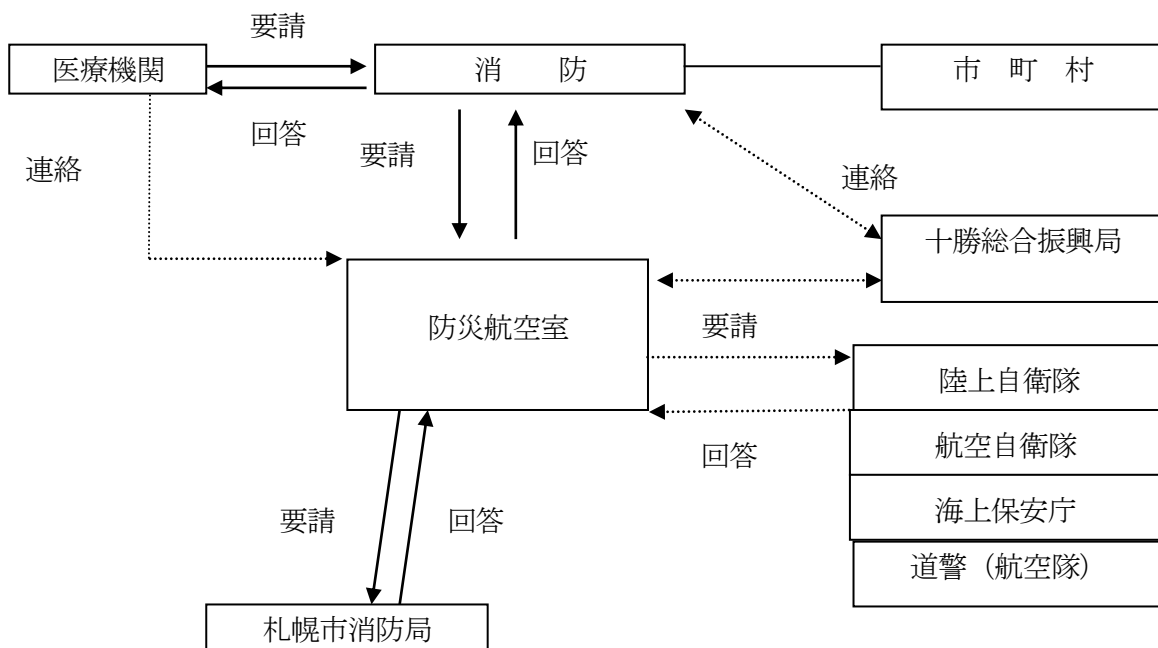
消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプターの運航系統

消防防災関係業務



救急患者の搬送



別記第1号(3関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時:	年 月 日 時 分
-------	-----------

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名										
		担当者職氏名										
		連絡先	TEL					FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分										
	災害発生日時	年 月 日 時 分										
	災害発生場所	(住所) (座標)										
	災害発生状況・措置状況											
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()											
離着陸場の状況	離着陸場名											
	警戒隊呼出名称											
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)										
傷病者搬送先病院								救急自動車呼出名称				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()										
	航空機活動	有 ・ 無										
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)					(電話番号)						
その他参考となる事項												
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考			

別記第2号様式（5関係）

第 年 月 日 号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

帯広市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

別記第3号様式（7関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		F A X		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名				担当課 氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名				直通内線番号		
受入病院の了承: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日		歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所					感染症:	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来:	月 日
経 過					血圧:	mmHg 脈拍: 回/分
					呼吸:	回/分 体温: °C
					意識レベル(JCS):	
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由:)					
	気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由:)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由:)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄:	
医師・看護師の所属病院: <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院:			メモ		
	受入病院:					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

救急患者緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

※確認事項				
気象 ・ 丘珠空港 ・ 着陸地 (管制・CAV・空港施設) ・ 救急車 (現地 ・ 到着地) ・ 給油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機 種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村				
年 月 日 時 分 【伝達方法：電話 (伝達先氏名) ・ FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
		《TEL 011-231-4111 内 22-561》		
◎総括管理者 (危機対策課)		《FAX 011-231-4314》		
		《TEL》		
◎ 振興局 (電話伝達先氏名)		《FAX》		
		《TEL 011-787-0110》		
◎道警察航空隊 (電話伝達先氏名)		《FAX 011-787-0121》		
		《TEL 0133-62-4119》		
◎札幌消防航空隊 (電話伝達先氏名)		《FAX 011-271-0631》		
		《TEL 011-511-7116 EX 2574》		
◎陸上自衛隊総監部運用室運用班 (電話伝達先氏名)		《TEL 0123-23-3101 EX 2231》		
◎航空自衛隊第2航空団防衛班 (電話伝達先氏名)		《FAX 0123-23-3101 EX 2769》		
		《TEL 0134-27-6172》		
◎第一管区海上保安本部救難課 (電話伝達先氏名)		《FAX 0134-21-2835》		
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘリコプター	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院等)	(発) :	給油	(発) :
				(着) :
	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
時刻 : 上段・予定時刻、下段・実時刻				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

第11節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

帯広市（市民福祉部第1救護班）（学校教育部調理場班）は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。

2 食料の供給

市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

3 食料輸送計画

食料輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。

4 応急供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者
- (4) 旅行者等で、食料を得る手段のない者
- (5) 災害地において応急作業に従事している者

5 食料の備蓄及び調達

災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。

被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。

また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。

また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

6 米飯の炊き出し

- (1) 炊き出し及びその供与は、市民福祉部が行う。
- (2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は同施設が災害等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店、旅館等の協力を得て実施するものとする。
- (3) 必要に応じて、帯広市赤十字奉仕団、市民団体、町内会、自衛隊等の協力・応援を求め、

避難場所又はその近くの適当な場所を選定して実施する。

《炊き出し施設の状況》

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食センター	帯広市南町南8線42番地3	1回 14,000食	49-1900
帯広市役所食堂	帯広市西5条南7丁目1	1日 2,000食	24-4111

7 給食の実施

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。
- (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

8 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

9 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

炊 出 し 給 与 状 況

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			3日間小計			4日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
合計																		

第12節 衣料・生活必需品物資供給計画

地震災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのご程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（市民福祉部第1及び第2救護班）（総務部管財班）が行うものとし、物資の調達に困難なときは、知事にあっせん及び調達を要請するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 調達の方法

- (1) 物資調達の方法
市民福祉部は世帯構成員別被害状況を把握のうえ、備蓄配分計画を樹立し、総務部管財班がこの配分計画に基づき購入するものとする。
- (2) 給与又は貸与物資の種類
 - ア 寝 具（布団、毛布、タオルケット等）
 - イ 外 衣（洋服、作業服、子供服）
 - ウ 肌 着（シャツ、パンツ等）
 - エ 身 廻 品（タオル、手拭、靴下、傘等）
 - オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
 - カ 食 器（茶碗、皿、箸等）
 - キ 日 用 品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
 - ク 光熱材料（マッチ、ローソク等）
 - ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの
- (3) 備蓄・調達方法
 - ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、市において備蓄保管するものとする。
 - イ 日赤北海道支部帯広市地区は、毛布及び日用品セットを備蓄するとともに、より必要なときは日赤北海道支部長に要請する。
 - ウ その他調達にあたっては、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。
 - エ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。

4 給与又は貸与の方法

市民福祉部は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱は、市民福祉部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

災害救助法の基準による。

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

(1) 物資の給与状況（様式1）

様式1

物資の給与状況

帯広市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与 月日	物資給与の品名					実支 出額	備 考
				布団	毛布	〇〇				
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者

氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に全壊（焼）又は半壊（焼）の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すると。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第13節 給水計画

災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。

そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の災害応急対策計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 帯広市（上下水道部）

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水を主体として給水するものとする。

ウ 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

エ 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

(2) 北海道

市の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋、給水開始の指導を行う。

2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

3 応急給水に伴う用語の定義

(1) 常設拠点給水

緊急貯水槽に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。

(2) 常設拠点給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

(3) 拠点運搬給水

避難所等へ水を運搬して被災者に給水する方法をいう。

(4) 運搬給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

（5）運搬給水基地

運搬給水のための水を積み込む場所をいう。（稲田浄水場、南町配水場）

4 目標応急給水量（1人1日給水量）

災害時においても、可能な限り多くの水を供給することが望まれるが、水道施設の被害状況、及び応急給水体制により供給量は限定される。また、時間の経過とともに混乱の鎮静化及び都市機能の回復に伴い、市民の要求量は増加する。このため、動員可能な人員による体制で最も効率的な応急給水体制時の目標給水量を次表のように設定する。

表－1 目標応急給水量の設定表

1	発災後3日間 3ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。
2	発災後4～10日 20ℓ/人日	混乱期も鎮静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水を求める。配水本管及び支管の復旧により断水人口が減少するため、20ℓ/人日を目標に行う。
3	発災後11日以降 100ℓ/人日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

5 応急給水活動

応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位を基本とする。

表－2 応急給水方法

順位	方法	備考
1	常設拠点給水	緊急貯水槽（80～100m ³ ）、
2	運搬給水	

※1について

常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。

なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。

表-3 応急給水計画表

○は実施 △は必要に応じて実施

想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	
想定・計画項目		1日	2～3日	4～10日	11日以降		
1人1日の確保数量		3 ^{リットル}	3 ^{リットル}	20 ^{リットル}	100 ^{リットル}		
市民の活動		火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化		
帯広市の活動	上下水道施設の被害状況 (応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 給水区域の断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 運搬給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 運搬給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興		
応急給水	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ 給水班	
	運搬給水	運搬給水（避難所）	△	○	△	給水班 もしくは 応援部隊	
		機 関 医 療	救急指定病院	○	○	○	給水班
			その他の病院	○	○	○	給水班
		福 祉 施 設	○	○	○	給水班	
各 戸 給 水			△	△	○		

6 運搬給水計画

(1) 運搬給水の方針

運搬給水は、各地域を受け持つ配水池等貯水施設を運搬給水の基地として選定し、受け持ち地域の給水拠点に運搬し給水する。

運搬給水の基地においては、対策部との連絡を担当するとともに協力事業者への積み込み、運搬先、運搬回数等の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。

避難所への運搬給水については、給水班もしくは日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。

職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行うこととする。この場合、必要に応じて業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。

なお、医療機関、福祉施設等の優先施設のうち、病床数10以上で受水槽のない施設を第一優先施設、病床数10以上で受水槽のある施設を第二優先施設として、運搬給水を実施することとする。

(2) 運搬給水用機材の備蓄計画

運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。

現在の備蓄内容は次のとおりである。（備蓄場所：稲田浄水場）

機材名	形状・規格	数量	備考
給水タンク	2 m ³	5 基	
〃	1 m ³	1 基	
組み立て式コンテナ	1 m ³	30 基	
応急給水栓		20 基	
テント	3号 (2.7×4.5)	4 張	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台	
発電機	100V、9.0A	4 台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1 台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1 台	

なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。

7 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第14節 上下水道施設対策計画

災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における上下水道施設の復旧および飲料水の確保に対処するため、動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画は、次に定めるところによる。

なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。

1 実施責任者

上下水道施設対策は、帯広市(上下水道部)が実施する。

2 非常態勢

(1) 上下水道災害対策部の設置

災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生し、又は発生が予想される場合は、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、「上下水道部災害対策部」を設置する。

(2) 動員の発令

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めたときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき上下水道部災害対策部の非常配備体制に基づく第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。

(3) 所掌事務

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めたときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を発令することができる。

3 上水道施設

(1) 初期対策

災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。

ア 施設の運転停止

次の場合は、水道技術管理者の指示により、水道施設班長は施設の運転を停止する。水道施設班長はその内容を対策部長に報告する。

- (ア) 停電により運転の継続が不可能と判断される場合
- (イ) 薬品の漏洩等により運行の継続が不可能と判断される場合
- (ウ) 送水管、配水幹線の機能の停止により二次災害の発生するおそれがある場合
- (エ) 浄水場内最低確保水量を維持できない場合
- (オ) 配水池最低水位を維持できない場合

なお、運転停止については、迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。

イ 施設の調査点検

あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。

- (ア) 取水および配水量等の状況確認
- (イ) 電力受電状況および運転状況確認
- (ウ) 危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認

ウ 応急対策

災害により応急対策を必要とする事態が発生したときは、施設修繕班において、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

エ 被害状況調査報告

- (ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班長に提出し対策副部長に報告するものとする。
- (イ) 対策副部長は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。

なお、総務班は緊急を要する場合や被害状況に応じて、整理簿及び報告書の作成を補助するものとする。

(2) 災害復旧作業

- ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。

管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難所・避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。

- イ 対策副部長は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。

- ウ 施設修繕班は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

- エ 管理者は復旧作業が速やかに実施できるよう、あらかじめ必要な関係機関及び業者等と災害時における復旧作業の協力に関する契約又は協定を締結しておくものとする。

なお、協力その他に関する必要事項は、次のとおりである。

- (ア) 復旧工事に必要な機械器具類に関すること。
- (イ) 復旧工事の技術者及び労働者に関すること。
- (ウ) 緊急連絡に関すること。
- (エ) その他協力・要請に関する必要な事項

- オ 復旧作業にあたって、資機材等を関係機関及び業者等から調達する場合は、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく担当班が調達するものとし、別に定める物品調達記録書に記録しなければならない。

- カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、対策副部長に提出するものとする。

対策副部長は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

- キ 復旧作業の記録写真は、工事場所、年月日等を記載した黒板を用い撮影するものとする。

- ク 災害復旧時における水質検査の結果は、水道検査結果報告書に記録し、対策部長に報告するものとする。

(3) 応急給水

- ア 災害により応急給水を必要とする事態が発生した場合は、給水班において行うものとする。

- イ 対策副部長は、応急給水基本計画書を作成し、対策部長の決定を受けるものとする。

ウ 給水班は、応急給水基本計画書に基づきその実施計画書を策定するものとする。

エ 給水計画書は、水道施設の被害状況、施設の給水能力、応急復旧の進捗状況等を総合的に判断し、効率的な計画を立てるとともに、復旧状況に応じて段階的に対応を変化させるものとする。

オ 応援事業体等による応急給水が迅速に行えるよう、給水方法、運搬給水の取水基地となる水道施設、応急給水拠点、運搬経路などを指定した応急給水計画をあらかじめ定めるものとする。

カ 給水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

(4) 災害復旧に係る予算及び措置

災害復旧に係る予算及び措置については、対策部長及び対策副部長と協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。

(5) 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

ア 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

(ア) 災害の状況

(イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(ウ) 必要とする職員の職種別人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路

(オ) 応援の期間

(カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

イ 自衛隊への派遣要請手続

(ア) 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が上下水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であり、自衛隊の派遣が必要であると認められる場合とする。

(イ) 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

(ウ) 派遣要請書の記載事項

a 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

b 派遣を必要とする期間

c 派遣を希望する人員、車両等の概数

d 派遣を希望する区域及び活動内容

e 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(エ) 自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。

- a 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- b 応急復旧に必要な資機材等については、上下水道部で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- c 自衛隊の活動に対しては、付近住民が積極的に協力できるよう配慮すること。

(オ) 撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

ウ 応援受入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）に基づくとともに、次の事項について留意し、速やかに応援受入れ体制を確立するものとする。

- (ア) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保
- (イ) 応援活動用資機材の倉出し
- (ウ) 指揮者、誘導者等職員の配備
- (エ) 応援隊の作業及び役割分担
- (オ) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

エ 相互応援体制

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)に基づき応援活動を行うものとする。

(6) 安全衛生並びに救急措置

災害発生後の職員の安全確保及び負傷者の救出、救護等に関する事項は次のとおりとする。

- ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、総務班が中心となって連絡調整を行うものとする。
- イ 救急用品は、庁舎事務所及び浄水場内に常備し、設置場所を明示しなければならない。
- ウ 負傷者は、救急用品により応急処置を行った後、症状に応じて医療施設に搬送するものとする。
- エ 庁舎事務所及び浄水場において救急処置の補助者を定め、年一回程度の救急措置の訓練を実施するものとする。

(7) 広報

総務班は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。

4 下水道施設

下水道施設の災害による被害に対しては、下水道施設班長は雨汚水の流下に支障のないよう応急措置を講じ、処理機能の低下が起きないように万全を期することとする。

(1) 活動態勢

- ア 非常配備態勢に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施するものとする。
- イ 処理場及び個別排水処理施設にあつては、委託業者及び市民からの報告を基に、非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとるものとする。

(2) 応急復旧対策

ア 被害調査

(ア) 管渠

下水道管渠は、管渠の流下状況やマンホールポンプ室・伏越室等の工作物の被害調査

を速やかに行い、二次災害や排水機能の低下防止に努めるものとする。

(イ) 処理場

処理場施設は、中央監視室での中央点検（監視画面等）を行うとともに、必要に応じ、場内点検を実施し対応するものとする。

また、清川下水処理場は、施設管理者と連携し、被災状況、流入水量等の異変の把握、流入制限等実施の有無を確認するものとする。

(ウ) 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

個別排水処理施設については、各保守点検委託業者と連携し、被災状況を確認するものとする。

イ 応急対策

(ア) 管渠

汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてるものとする。

下水道幹線の復旧計画は、被害状況（場所・程度）に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し計画するものとする。

また、下水道枝線は、原則本復旧を前提とした復旧方針をたてるものとする。

(イ) 帯広川下水終末処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し復旧方針をたてるものとする。

(ウ) 清川下水処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

(エ) 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

停電などにより浄化槽の機能が停止した場合は、個々の浄化槽の状況を把握し、運転が必要な場合には自家発電機の確保及び運転により対応し、機能停止による排水不能の事態が起らないように対応するものとする。

また、浄化槽の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか、本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

(オ) 復旧計画

① 対策副部長は、下水道施設班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、下水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。

② 下水道施設班は、復旧基本計画に基づき復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

③ 下水道の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに現状に復旧するものとする。

(3) 広報

総務班は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

5 上下水道一体での対応

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の復旧の考え方を整理しておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

第15節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

市が管理している緊急通行車両のガソリン等、また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

2 石油類燃料の確保

- (1) 燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。
- (3) LPGについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道LPガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。

第16節 電力施設災害応急計画

災害に伴い電気施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与える。

このため、独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。

1 電気施設

地震災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の確保のため、北海道電力(株)帯広支店、北海道電力ネットワーク（株）道東統括支店は各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策、及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

(1) 非常態勢

ア 非常災害対策道東統括支店支部の設置

(ア) 非常災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。

(イ) 非常災害対策隊を設置したときは、市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

(ウ) 対策会議

非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

イ 非常態勢区分

区 分	発令の基準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合、又は発生した場合 十勝総合振興局管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、地震発生と同時に非常態勢を発令したものとみなす。

ウ 応急復旧要員の動員

(ア) 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう態勢を確立する。

(イ) 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。

(ウ) 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、市災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

（2）応急復旧対策

ア 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

（ア）変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 市街地に送電する送電系統の中間変電所
- c 重要施設に送電する配電用変電所

（イ）送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

（ウ）配電設備

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民生安定のための重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し復旧効果の大きいものから行う。

- a 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- b その他の回線

イ 危険予防措置

社会活動の混乱防止、市民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

（3）広報活動

ア 災害における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

（ア）断線・垂れ下り電線による感電防止

（イ）浸水・雨漏等に冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意

（ウ）電力施設の被害状況

（エ）復旧状況

イ また、被害、事故の状況により、市、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

第17節 ガス施設災害応急対策計画

地震災害によりガス施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の安全確保のため、帯広ガス(株)は有効な予防措置及び二次災害発生の防止対策若しくは速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するためのガス施設災害応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 非常体制（緊急措置及び対策本部の設置）

- (1) 帯広ガスは、地震等の災害時、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、「地震防災対策要領」に基づき緊急出動体制をとる。
- (2) 緊急措置の基準は、震度4以上(30ガル以上及び20カイン以上)の地震が発生した場合、又は近隣で大地震が発生し、当地で震度3の場合。
- (3) 震度5弱以上の地震については被害の有無に拘らず「非常災害対策本部」を設置し、第1次体制をとり、また被害状況により第2次体制、第3次体制へ移行し、所要の活動にあたる。
- (4) 供給制限、供給停止被害が広範囲にわたり、復旧対策を必要とする場合、本部を「復旧対策本部」に切り替える。
- (5) 災害対策本部等を設置したときは速やかに市、その他の行政機関へ通知するものとする。

2 供給停止等の措置

- (1) 地震発生後の各種情報の結果、被害が帯広ガスの処理能力を上回り、二次災害の発生が予想される場合に供給制限、又は停止を実施する。
- (2) 供給停止又は供給制限の緊急措置は原則として震度6強(60カイン)以上の場合とする。
- (3) 被害が局地的であれば、あらかじめ設定してあるブロック毎に実施する。被害が全供給区域に拡大される場合には、全面供給制限、又は停止の措置を実施する。

ガス供給状況

都市ガス地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
根室本線北側地区	Aブロック	5	5, 910
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	5, 029
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	3, 675
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	4, 855
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	5, 247
都市ガス地区合計	5ブロック	21	24, 716

※ 令和3年11月30日現在

LPガス集中供給地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
大空地区	0ブロック	1	1, 418
大空地区合計	1ブロック	1	1, 418

※ 令和3年11月30日現在

3 復旧対策

- (1) 災害復旧、二次災害防止のため止むなく供給を停止した場合は、直ちに復旧対策本部を設置し、復旧作業を行う。
- (2) 停止は設定してある単位ブロック、復旧ブロックごとに停止する。
- (3) 救援体制
震度6弱以上で非常災害対策本部第3次体制を決定した場合、日本ガス協会北海道部会に救援要請を行う。
この場合、収容場所等救援隊員の受入体制については、市災害対策本部の協力を得る等万全を期するものとする。

4 広報活動（災害時の広報）

- (1) 波及的災害事故防止を図るため、巡回車による広報の他、警察署、消防、市対策本部等、防災関係機関の協力、報道機関の協力等あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。
- (2) 広報基準は震度5弱以上で実施する。
- (3) 広報内容
 - ア 供給停止のない場合
 - (ア) ガス漏れ注意
 - (イ) ガス漏れ発見時の通報
 - イ 供給停止の場合
 - (ア) 供給停止の広報
 - (イ) メーターコックの閉止要請
 - (ウ) ガス漏れ注意
 - (エ) ガス漏れ発見時の通報
 - ウ 復旧作業による広報
 - (ア) 復旧の見通し、復旧日時
 - (イ) 復旧作業のスケジュール
 - (ウ) 復旧作業への協力要請
 - (エ) メーターコックの閉止要請
 - (オ) 供給再開時の在宅依頼

第18節 通信施設災害応急対策計画

災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、NTT東日本（株）北海道東支店は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 非常体制（災害対策本部等の設置）

- (1) 災害時は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- (2) 本部を設置したときは、帯広市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- (3) 災害の規模等により本部の設置が必要ない場合であっても、速やかな復旧対策を講ずることが必要な場合は「情報連絡室」を設置するものとする。

2 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混雑により、通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施するものとする。

(1) 予防措置計画

- ア 市内のNTT交換所を相互に繋ぐ中継ケーブルは、複数ルートに分散し、1つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
- イ 市外通話は市外交換機が被災した場合のため、複数の市外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
- ウ 災害時における防災関係機関の救助・復旧活動等に係わる重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。

優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話（グレー・緑）

(2) 応急措置

- ア 防災機関等の重要機関の通信の確保
- イ 回線の切り替え等による市外回線の迂回措置
- ウ 利用制限
- エ 被災地域、避難所、NTT窓口への特設公衆電話の設置
- オ 伝言取次サービスの実施
- カ 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の出勤
- キ 被災した通信設備の応急復旧

3 広報活動

(1) 災害時の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用者の制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関の協力、NTT窓口掲示により、次の事項を周知するものとする。

- ア 通信途絶、利用制限の理由とその内容
- イ 災害復旧にとられている措置内容及び復旧見込み
- ウ 利用者に対する協力要請
- エ その他

(2) 日常広報

電話帳、ちらし等で災害時における電話の利用を周知する。

（記載内容）

- ア 「大きな災害が発生すると、安否の問い合わせ等で大量に電話がかけられ交換機がさばききれなくなり、通信機能が麻痺状態になるおそれがあります。」
- イ 「電話がかかりにくくなっている場合」は、その旨をガイダンスでお知らせします。
- ウ 「急ぎの電話以外のご遠慮ください。」
- エ 「安否の連絡はできるだけ手短にお願いします。」
- オ 「お見舞いの電話は、しばらく時間をおいてからおかけください。」
- カ 「どなたか1名に連絡がとれたら、そこを起点として被災状況の連絡をとりましょう。」
- キ 「緊急の場合は、公衆電話（グレー、緑）からの通話は優先されます。」

第19節 鉄道施設災害応急対策計画

鉄道輸送において、事故又は車両故障が発生した場合、もっとも安全と認められる方法により、併発事故の防止及び輸送の早期回復を図るため、必要により関係する会社と連携・強調を図り、迅速かつ的確な復旧・応急措置等を行うものとする。

このため、独自の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 災害時の活動体制

社長及び附属機関の長並びに支店長は、重大な災害時には、これに対処するため、災害対策本部を設置するものとする。（防災規定）

また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。

（事故等対策規定）

《災害対策本部及び現地復旧本部の設置基準》

第1種体制

名 称	設 置 基 準
対策本部 現地復旧本部	1 乗客に死亡、もしくは10人以上の死傷者が発生した場合 2 10両以上の車両が脱線した場合 3 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

第2種体制

名 称	設 置 基 準
対策本部 現地復旧本部	1 主要本線が3時間以上不通となるおそれのある場合 2 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

2 自衛消防団

災害が発生した場合は原因を調査するとともに、自衛消防団を組織し、通報連絡、消防活動、避難誘導、危険物施設の防護、火災初期の防御に万全を期すものとする。（防災規定）

3 避難誘導等

駅構内、車両等における旅客、公衆等の安全の確保を図るため、その避難、誘導、救護等の処置をとる。避難場所については、南公園を指定する。

4 初期活動

災害が発生し復旧にあたる社員は、人命の救護を第一義とし、負傷者の救出に最善を尽くすものとする。

また、併発事故の防止を図るとともに列車事故に及ぼす損害をできるだけ少なくするため迅速かつ的確に処置をするものとする。

5 応急処置体制

事故を発見した社員は、列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに指令及び関係箇所の長に通報をするものとする。

6 非常招集

非常招集は運輸部長または区所長が必要に応じ所属する社員に対し行うものとする。

7 通信連絡

乗務員と輸送指令機関における連絡又は運転の指示、非常通信は、列車及び列車の運行を管理する制御所に設置している列車無線、又は大地震等の災害が発生し、既設の通信設備が使用不能となった場合は、災害用無線を利用して行うものとする。

第20節 医療救護・福祉計画

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための医療救護計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、市長（市民福祉部保健班：健康推進課）が行い、救助法が適用された場合は北海道知事の委任により市長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部（以降、「日赤道支部」という。）が実施するものとする。

2 医療救護対策

(1) 災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、市長は一般社団法人帯広市医師会、災害拠点病院及び北海道に対し、医師、看護師、その他の要員により組織した救護班の出動を要請するとともに救急病院、外科系その他関係病院に負傷者等受入れ体制の確保を要請するものとする。

また、被災の内容により適時、日赤道支部及び関係機関に対して救護班の出動の協力を要請するものとする。

(2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、一般社団法人帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、又は状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、必要に応じて北海道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）出動の協力の要請をするものとする。

(3) 応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校を指定するものとする。

3 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救護班活動状況(様式1)
- (2) 病院診療所医療実施状況(様式2)

様式1

救護班活動状況

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	班長 医師 氏名		備考
				死体検案数	修繕費	
		人		人	円	
計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

帯広市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院点	通院点		
		月 日				点	点		
計 期間	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

4 患者の移送

負傷者等の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院若しくは避難所に移送するものとする。

5 医療機関等の状況

資料編 資料3のとおり

6 医師会等に対する出動要請

（1）市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、災害拠点病院、及び「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、一般社団法人帯広市医師会、一般社団法人十勝歯科医師会及び北海道に対し、救護班の出動要請を行う。

ア 要請内容の事項

- （ア）災害発生の日時、場所、原因及び状況
- （イ）出動の時期及び場所
- （ウ）出動を要請する人員及び資機材
- （エ）その他必要な事項

（2）市長は、災害の状況により、一般社団法人北海道薬剤師会帯広支部長等に対し、出動要請を行うことができる。

7 医療薬品等の確保

保健班における備蓄用品の給与及び市内の医薬品等取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、知事に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

8 関係者間の連携体制の構築等

道及び市は災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（道においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第21節 防疫計画

被災地での感染症の発生又はそのまん延を防止するため、防疫班の編成、防疫の方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

道及び市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

(1) 北海道

ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。

イ 市が実施する防疫に関する業務を指導し、支援し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 市町村

ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置は、市長（市民福祉部保健班）が知事の指示に従い実施する。

イ 市長（市民福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

ウ 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、近隣市町村及び知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとし、保健班長は、防疫実施のため都市環境部（清掃班）の協力を得て処理にあたるものとする。

防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成するものとする。

3 防疫の種別と方法

(1) 消毒活動

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを用い1日1回以上実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は次亜塩素酸ナトリウムを用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。

イ 水洗トイレは、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振

興局保健環境部保健行政室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健行政室と速やかに連携して対応するものとする。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施するものとする。

第22節 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害地における清掃は、市長（都市環境部清掃班）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

2 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理にあたるものとする。

3 応急措置

清掃班は、当面次の計画を立て活動を開始するものとする。

- (1) 作業戦力（市職員及び車両、委託業者の作業員及び車両）の掌握と活動計画。
- (2) ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの長期にわたる緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定。
- (3) し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）とごみ処理施設（くりりんセンター）等の早期復旧対策。
- (4) ごみ、し尿の収集作業対策に関する市民広報。

4 ごみの収集処理の方法

(1) 収集

- ア 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたるものとする。
- イ 被災地の住民に協力を要請し、台所くず類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。
- ウ 一般のごみはその後に収集するものとする。
- エ 災害の状況により本市清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

(2) 処理

ごみ処理施設（くりりんセンター）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、完全処理が不可能な場合は、一時堆積等の手立てを講じ、後日、処理施設で処理することができる。

5 し尿の収集処理の方法

(1) 収集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

（2）処 理

ア し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

6 死亡獣畜の処理方法

- （1）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- （2）所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。
- （3）死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。
- （4）死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

7 計画の実効性の向上

道及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

8 清掃等施設状況

（1）ごみ処理・ごみ埋立

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号
くりりんセンター	帯広市西 24 条北 4 丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200 m ³	37-3550 (くりりんセンター)

（2）し尿処理場

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理能力	電話番号
十勝川流域下水道 浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設	帯広市西 18 条北 3 丁目 13	加温消化	130k l /D	33-8662

（3）死亡獣畜取扱場

名 称	所 在 地	処理能力	管理主体	電話番号
十勝化成工場	中札内村元札内東 2 線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121

9 清掃車両保有状況

	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要
直 営	4 台	1 台	－	
委託業者	21 台	10 台	5 台	ごみ委託5社、資源委託6社 し尿委託2社
許可業者	99 台	751 台	32 台	委託業者含む。

第23節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財等の保全保護対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校及び義務教育学校、並びに高等学校における応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（学校教育部）が行い救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（学校教育部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。
- (3) 災害時の迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生したときは、各学校長は自らの判断又は教育委員会（学校教育部）の指示に基づき、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちに広報車、ラジオ、テレビ等を利用し、児童・生徒に周知徹底させるものとする。

イ 授業開始後の措置

児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場等を使用するものとする。

ウ 校舎の大部分、又は全部が使用不能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄りの学校の校舎を使用するものとする。

(イ) 応急仮設校舎の建築を検討するものとする。

(3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努めるものとし、授業が不可能な場合にあつては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別教育計画による授業の実施にあつては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容や程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

(イ) 教育の場所が、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(エ) 学校が避難所に充てられた場合は、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容に

よる授業の効率低下にならないように留意する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会（学校教育部）に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理については、特に留意し食中毒等の事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。

イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断をすること。

(7) 学用品の措置

ア 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、半壊、半焼により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対して市長が支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、市長が知事の委任を受けて支給する。

イ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

(8) 被災地学び支援派遣等枠組み

道は、道内で大規模な自然災害等が発生し、被災地域に所在する学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、被災地域の市町村教育委員会または学校からの要望等を確認の上、北海道災害時学校支援チームを派遣するものとする。

また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討するものとする。

3 文化財等保全対策

北海道文化財保護条例による文化財及び市の保存文化資料は、生涯学習部がその保全保護にあたるものとする。

指定文化財（帯広市指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
依田勉三直筆の書「留別の詩」	昭和 57 年 1 月 1 日	帯広百年記念館
十勝監獄石油庫	昭和 57 年 1 月 1 日	緑ヶ丘 2 番地（緑ヶ丘公園内）
帯広カムイトウウポポ保存会	昭和 57 年 1 月 1 日	柏林台東町 2 丁目 帯広市生活館
ランダーの油絵	昭和 58 年 3 月 1 日	帯広百年記念館
暁遺跡出土の遺物	昭和 58 年 3 月 1 日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター
八千代A遺跡出土遺物	平成 3 年 11 月 1 日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター
十勝鉄道蒸気機関車 4 号 及び客車コハ 23 号	平成 6 年 11 月 1 日	西 7 条南 20 丁目 とてっぽ通り
ロープ伝導式手押豆播機	平成 9 年 6 月 1 日	帯広百年記念館
備忘（依田勉三自筆日記）	令和 4 年 10 月 28 日	帯広百年記念館

指定文化財（北海道指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
札内川流域化粧柳自生地	昭和 37 年 3 月 22 日	大正町基線 9～10 号間地先
大正のカシワ林	昭和 43 年 1 月 18 日	大正町 445、446 番地
帯広畜産大学農場の構造土 十勝坊主	昭和 49 年 12 月 6 日	川西町西 4 線 17 帯広畜産大学農場

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

(1) 学用品の給与状況（様式1）

様式1

学用品の給与状況

帯広市

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国語	算数		鉛筆			
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	
	義務教 育学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名 ㊟

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与の内訳」欄には、数量を記入すること。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は、原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（住宅班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 市長（住宅班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

(ア) 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

(イ) 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

イ 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

ウ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

エ 建設戸数

道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

オ 建設型応急住宅の建設地、構造等

(ア) 建設場所は、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、

市が設置したものについては、市が管理を行う。

カ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

キ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 対象者

災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 平常時の規制の適用除外措置

道及び市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

4 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくなければならない。

(1) 応急仮設住宅台帳（様式1）

(2) 住宅応急修理記録簿（様式2）

6 公営住宅等の斡旋

市は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しているが応急対策をすれば居住を継続できる住宅に対し、応急修繕を推進するものとする。

様式1

応急仮設住宅台帳

帯広市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有償無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式2

住宅応急修理記録簿

帯広市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

注) 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第25節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

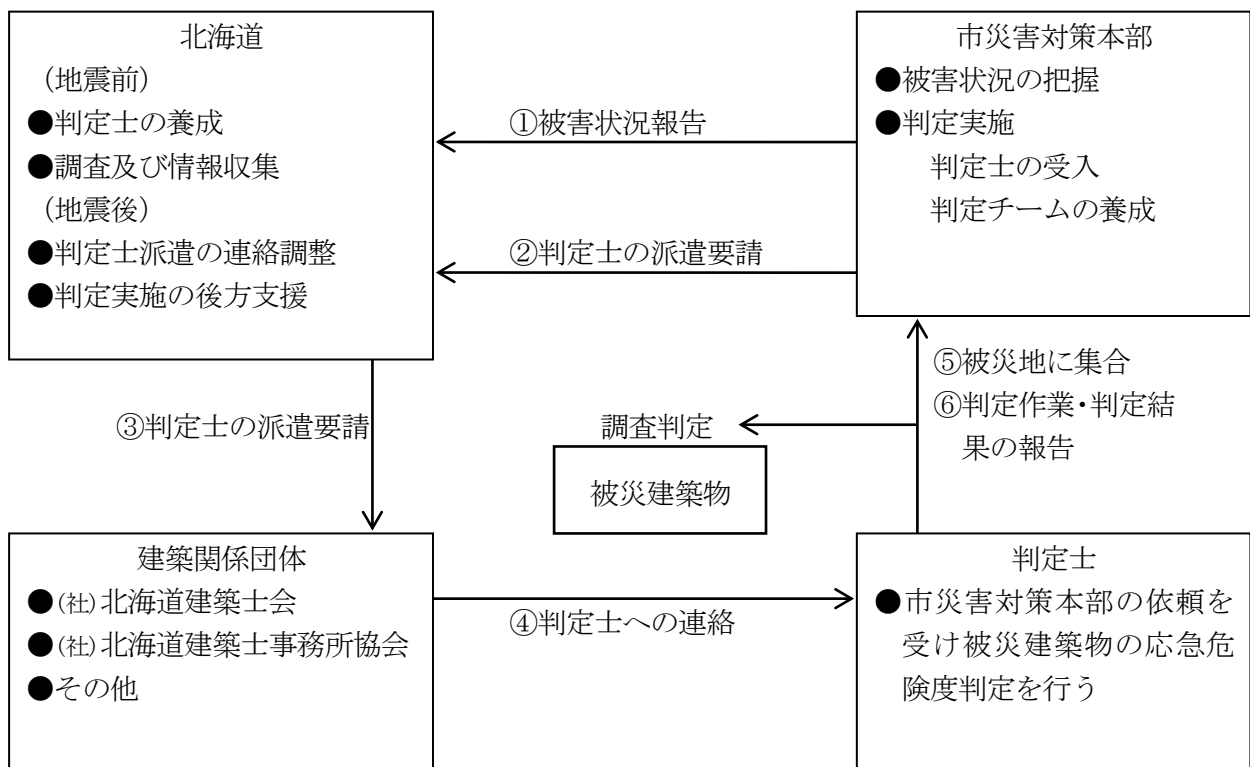
1 応急危険度判定の活動体制

- (1) 帯広市は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施するものとする。
- (2) 家屋の被害判定調査により判定された建築物については、損傷状況等を調査し、解体等の要否を判定するものとする。

2 応急危険度判定士の確保

帯広市は、北海道及び関係機関と相互に緊密な連携と協力を図り、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう実施体制の整備を行うものとする。

3 応急危険度判定制度の仕組み



4 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象物建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行うものとする。

（3）判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付するものとする。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

（4）判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（5）判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合或いは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

5 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道は、市と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第26節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被災の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規則法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、都市環境部に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調査委員の受入れ及び組織編制
- (4) 判定実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索、遺体に関する処理及び遺体の応急的な埋葬の実施に関する計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民福祉部第2救護班：生活支援第1、第2課）が行うほか警察官が実施する。救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとし、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日赤道支部が行うものとする。

2 実施方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

行方不明の状態にある者で周囲の事情から既に死亡していると推定される者

イ 搜索の実施

市民福祉部長は、消防機関及び警察官の協力により搜索隊を編成し実施し、被災の状況によっては、関係機関及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 搜索の方法及び期間

行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで搜索を行うものとする。

エ 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 遺体の收容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は遺体で発見されたものをいう。

イ 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 遺体の收容

身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ收容安置するものとする。適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して遺体の收容所とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で、災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合

イ 埋葬の方法

(ア) 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付を

もって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。

(ウ) 市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

3 火葬場の状況

火葬場	所在地	炉数	電話番号
帯広市火葬場	帯広市川西町西2線25番地13	6基	59-2355

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 遺体の捜索等の記録

遺体捜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 遺体捜索状況（様式1）
- (2) 遺体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

遺体捜索状況

帯広市

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 管理者名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

遺 体 処 理 台 帳

帯広市

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
~~~~~											
計		人									

様式3

埋 葬 台 帳

帯広市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考	
		氏名	年齢	死 亡 者 と の 関 係	氏名	棺	埋葬料又は 火葬料	骨箱	計		
~~~~~											
計		人									

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬料を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第28節 広域応援・受援計画

地震災害時において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

(1) 市町村間の応援・受援の実施

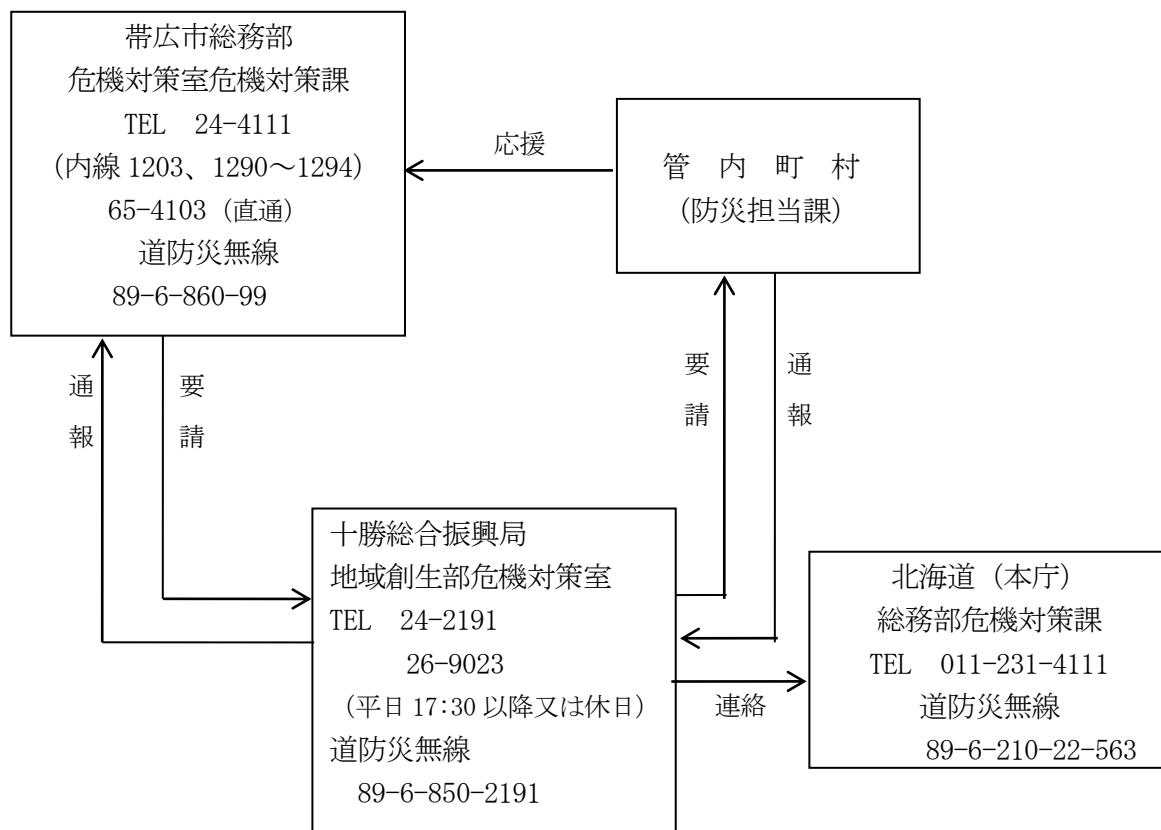
ア 道内の市町村における大規模災害時に、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。

イ 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長）に対し、応援を求めるものとする。

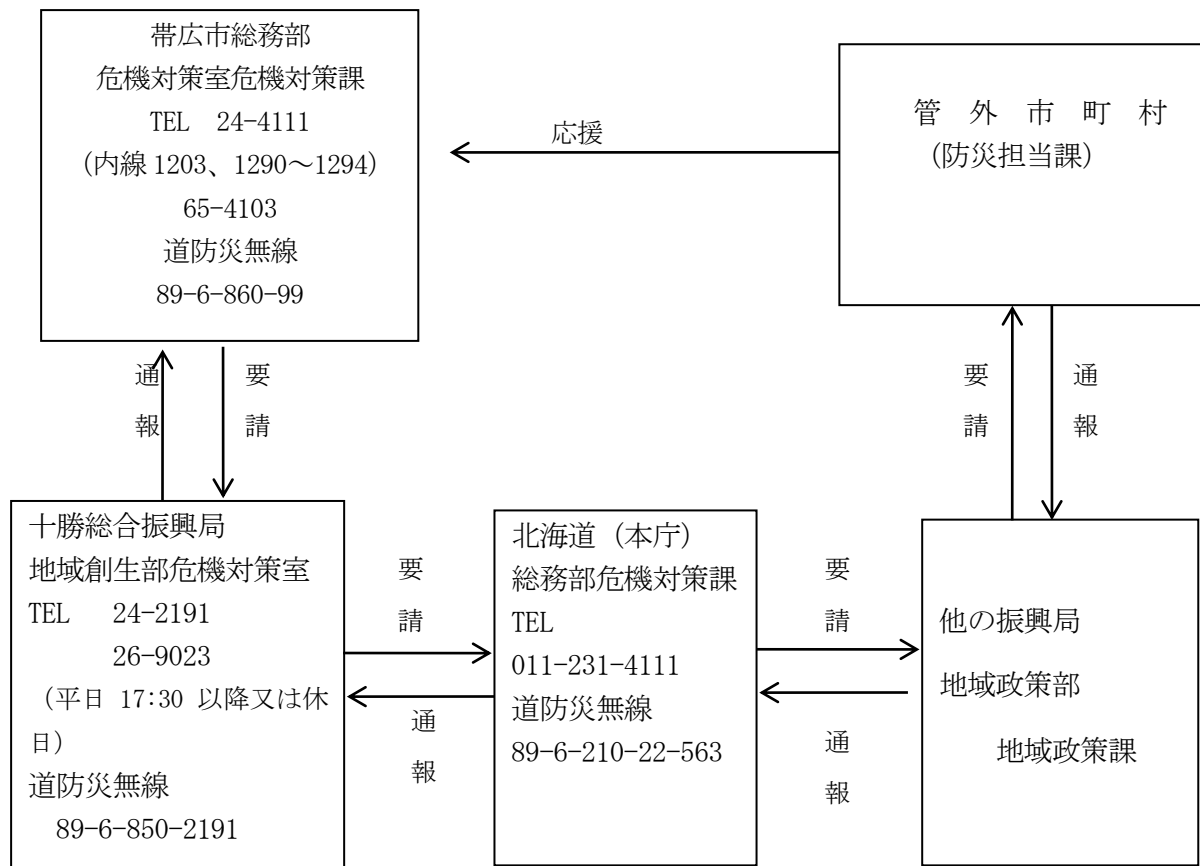
ウ 市長は、道内の被災市町村長及び知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合において、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。

応援要請の区分及び連絡系統図

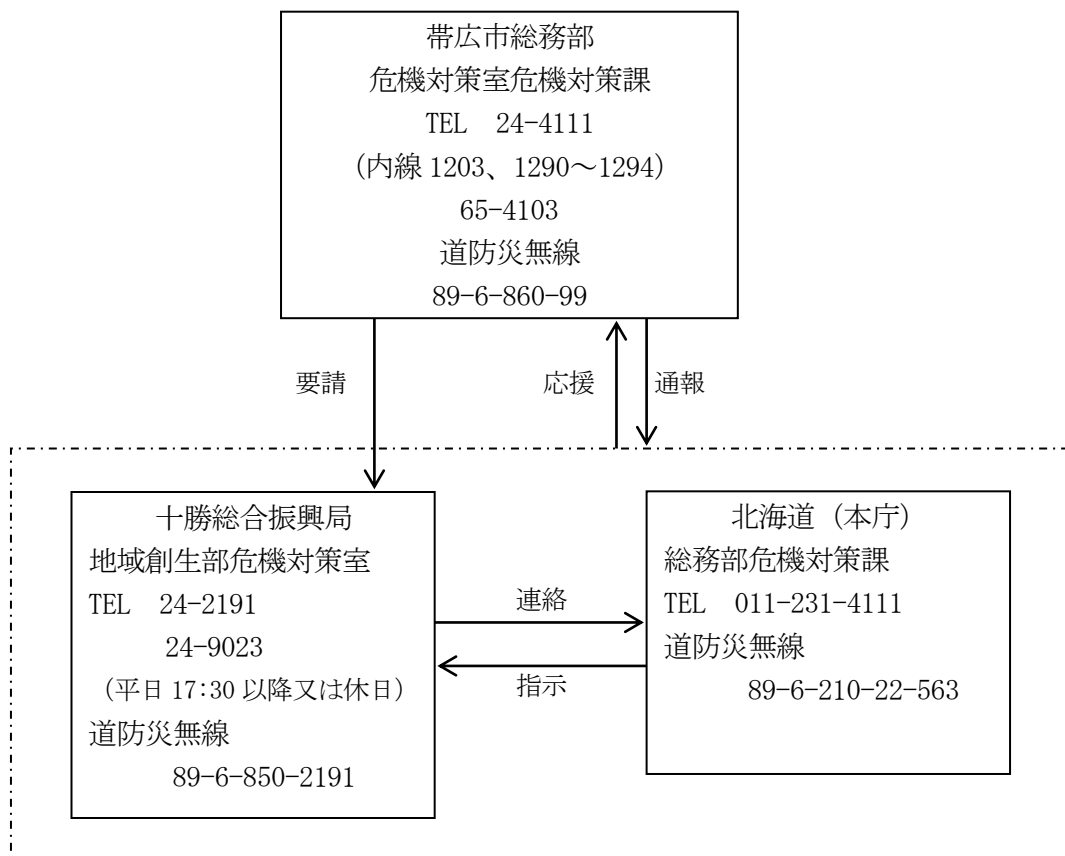
第1要請 要請市町村が当該振興局地域内の市町村に対して行う応援要請



第2要請 要請市町村が他の総合振興局地域の市町村に対して行う応援要請



第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請



エ 応援(受援)の種類については下記のとおりとする。

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (イ) 被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- (ウ) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (エ) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (カ) その他、特に要請のあった事項

オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施

この協定は、道東地域の大規模災害時において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。

(2) 知事に対する応援要請等

- ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。
- イ 市長は、知事が、災害発生都府県知事又は、内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

(3) 消防機関

ア 消防機関は、大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道などに応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市は道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(4) 道及び市は災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し協定を締結するなど、連携を図るよう努めるものとする。

第29節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への派遣要請は、この計画の定めるところによる。

1 災害時派遣要請基準

- (1) 人命救助のために必要とする場合
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、知事（十勝総合振興局長）に対して要求する。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

また、人命の緊急救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶などにより知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、事後速やかに必要事項を記載した文書を知事（十勝総合振興局長）に提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

(2) 担当の対策部班及び要請先

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。
- イ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室に派遣の要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

十勝総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。

イ 連絡職員の氏名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたるものとする。

ウ 作業計画樹立及び資機材等の保管場所等の準備

担当部班は受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。

- (ア) 応援を求める作業の内容

- (イ) 所要人員
 - (ウ) 資機材等の確保
 - (エ) 派遣部隊の車両、資機材等の保管場所等の準備
 - (オ) 派遣部隊の滞留場所
- (2) 派遣部隊到着後の措置
- ア 派遣部隊との活動計画等の協議
担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。
 - イ 知事（十勝総合振興局長）への報告
総務部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。
 - (ア) 派遣部隊の長の官職名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時
 - (エ) 従事している活動内容及び進捗状況
 - (オ) その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収要請を行なうものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で要求し、その後に文書を提出するものとする。

5 経費負担等

- (1) 次の費用は、帯広市が負担するものとする。
- ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ し尿処理料
- (2) その他必要な経費については、自衛隊及び帯広市において協議のうえ定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための帯広市社会福祉協議会、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。

1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

2 ボランティア団体等の協力

市（市民福祉部第1救護班）及び防災関係機関は、帯広市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。なお、災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、帯広市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、帯広市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

3 ボランティアの受入

市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の主な内容は次のとおりとする。

なお、ボランティアの登録は災害ボランティアセンターで行い、災害ボランティアセンターによるボランティアの派遣は一般ボランティアを基本とし、専門ボランティアについては市災害対策本部と連携を取りながら調整を行う。

(1) 一般ボランティア

- ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完
- イ 給水や給食等避難所での被災者支援
- ウ 救援物資の整理・配送
- エ 清掃及び防疫の補助
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- カ 災害応急対策事務の補助

(2) 専門ボランティア

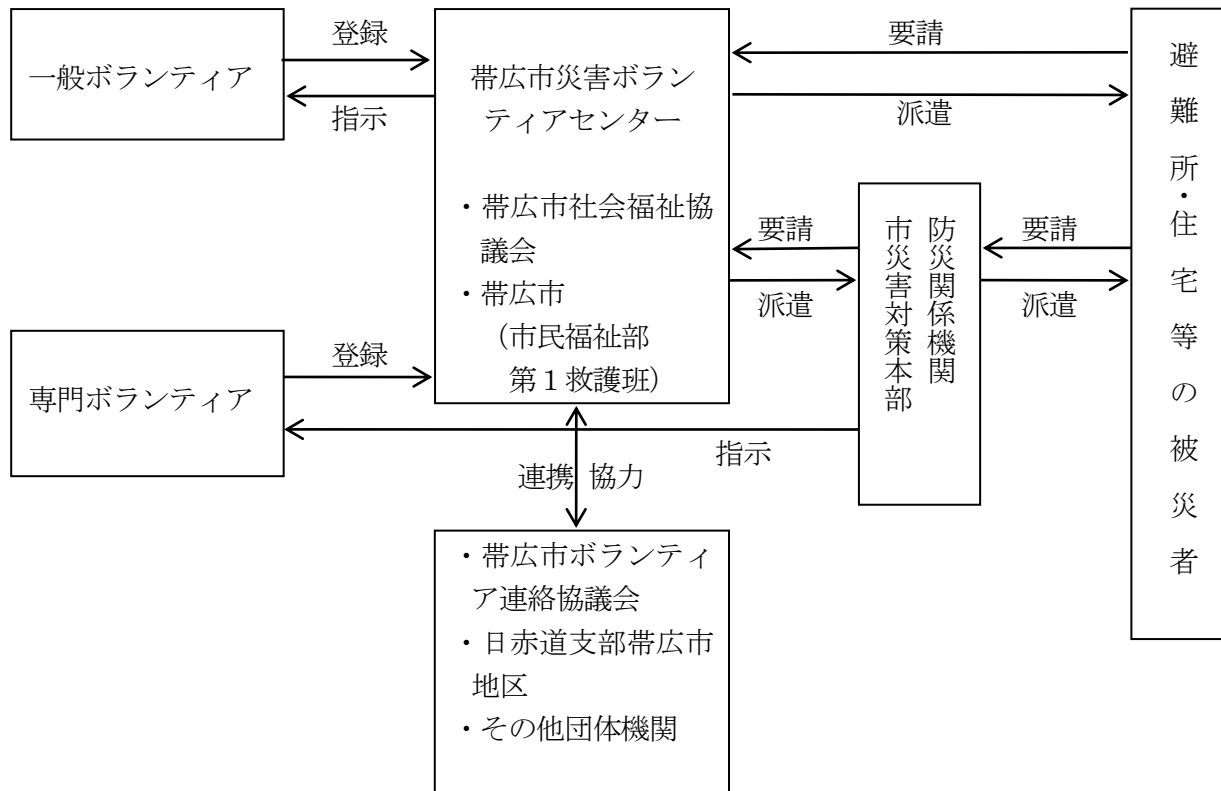
- ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動
- イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の要配慮者対応
- ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動
- エ 被災建築物の応急危険度判定

5 ボランティア活動の環境整備

市（市民福祉部第1救護班）及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう連携するほか、国が整備する登録団体データベースを活用し、専門的なノウハウや技術力を有する登録被災者援護協力団体とも連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。

受入体系図



第3 1 節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施するものとする。

(2) 市町村

市長は、知事が行う応急救助活動を補助するものとし、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の災害時において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 災害救助法の適用手続

(1) 市町村

ア 市長は、本市の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長（以下「総合振興局長」という。）に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 総合振興局

総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げ

る救助の実施については、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

（1）災害が発生した場合

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
被災者の救助	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村

第3章（地震応急対策計画）

福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	道（但し、委任したときは市町村）
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	市町村
遺体の処理	災害の紗位死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ災害救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

別紙1

適用基準				摘要
被害区分 市の人口	市単独の場合	被害額が相当広範囲な場合(全道で2500世帯以上)	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1. 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失…全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2. 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
100,000人以上 300,000人未満	100	50	帯広市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	

第3 2節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらると思われる障害物の除去については、この計画で定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 障害物の除去は、市長（都市環境部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれがある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流れを良くし、溢水の防止し、又は海岸の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とされるとき。

3 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て、速やかに障害物の除去するものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道および市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。
- (3) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第33節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

ア 十勝総合振興局長は、帯広市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

ウ 大規模な災害が発生した場合、道は関係団体と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、速やかに被災状況等の情報を共有するとともに、広域的な対応が必要と判断した場合には、被災動物救護活動本部を設置する。

(2) 帯広市(都市環境部環境保全班)

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 飼養動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下この節において「条例」という。)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害時において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

避難所への家庭動物との同行避難に関して、市は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。